

主催：株式会社KACHIEL

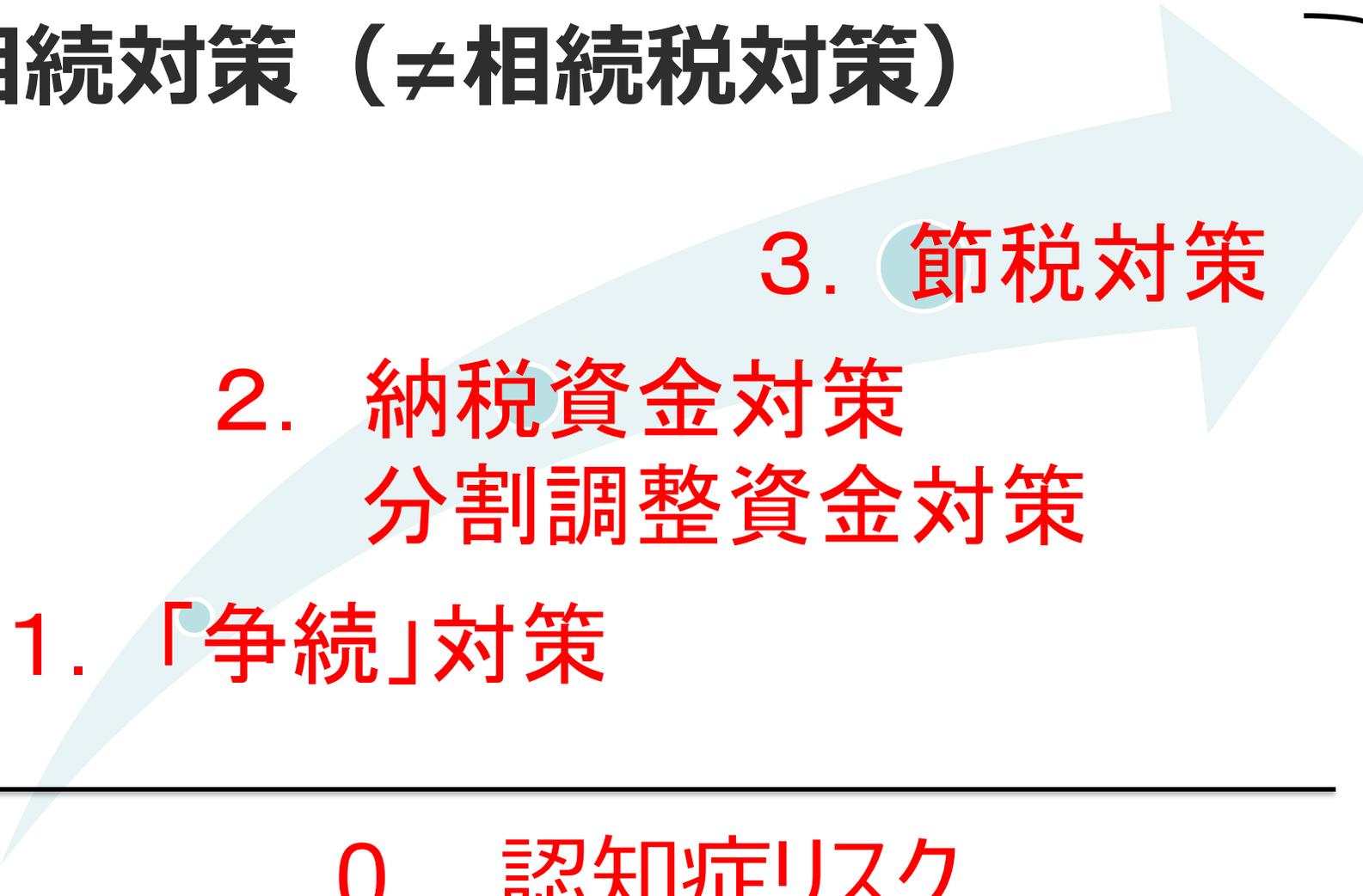
～認知症対策の決定版！～
認知症のリスクをどう伝えるか？何を提案すべきか？

令和2年7月27日（月）



税理士法人レディング 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

相続対策（≠相続税対策）

- 
1. 「争続」対策
 2. 納税資金対策
分割調整資金対策
 3. 節税対策

感情論

0. 認知症リスク

認知症 ～概要～

1. 金（かね）（＝経済（けいざい））

老後の人生、何はさておき「金」がないことには始まりません。

- （1）長生きリスク
- （2）認知症リスク
- （3）配偶者の死亡リスク
- （4）インフレリスク

2. 健康（けんこう）

老後の人生、健康でなければ行きたい場所にも行けません。
美味しいものも食べられません。

3. 孤独（こどく）

老後の人生、これが一番厳しいかも・・・。

■ 簡単な定義

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態のこと

■ 2025年度の予想

厚生労働省は平成27年1月7日、

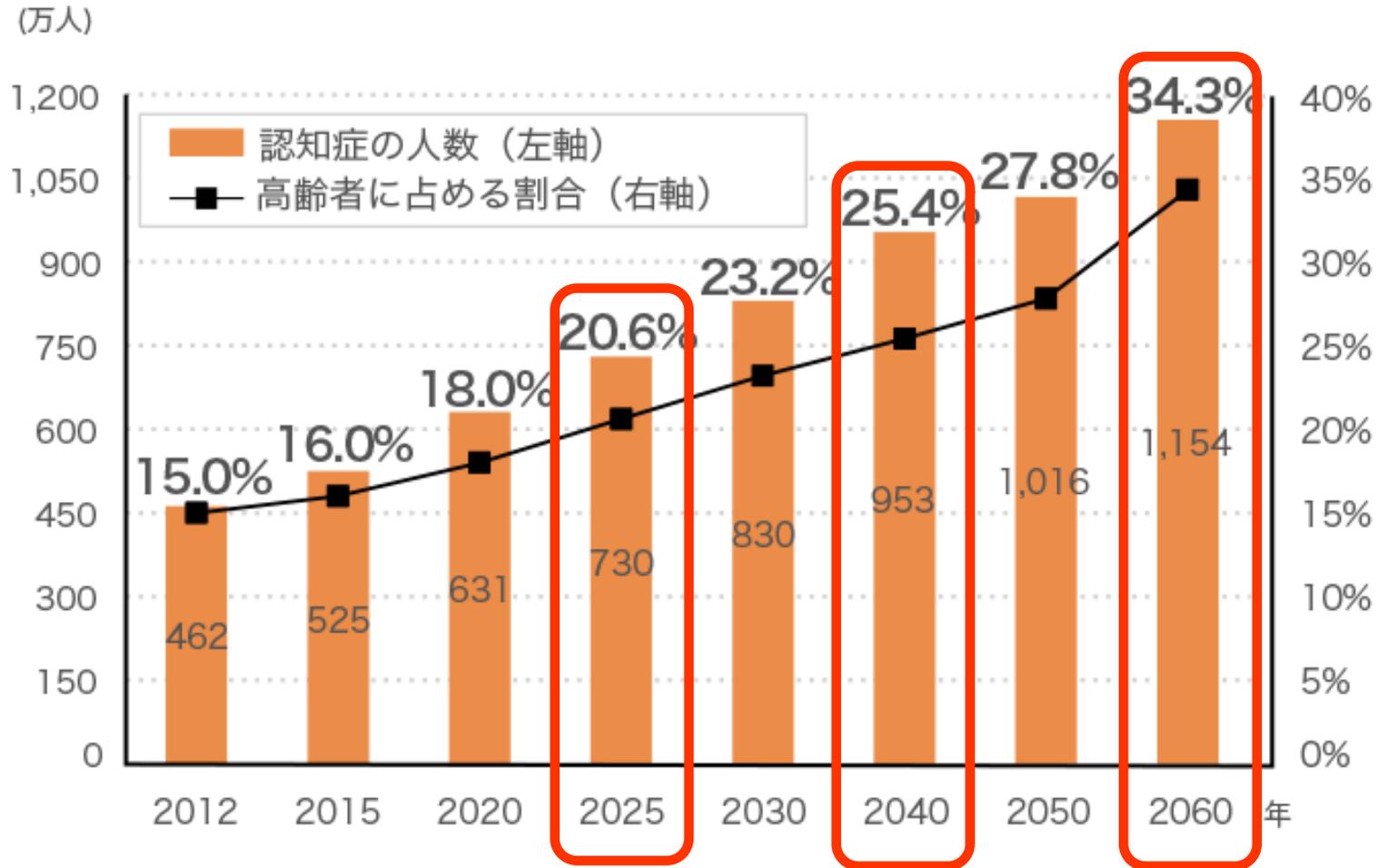
全国で認知症を患う人の数が平成37年には700万人（**約1.5倍**）を超えるとの推計値を発表した。

65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症に罹患する計算となる。

厚生労働省は同結果を踏まえ、

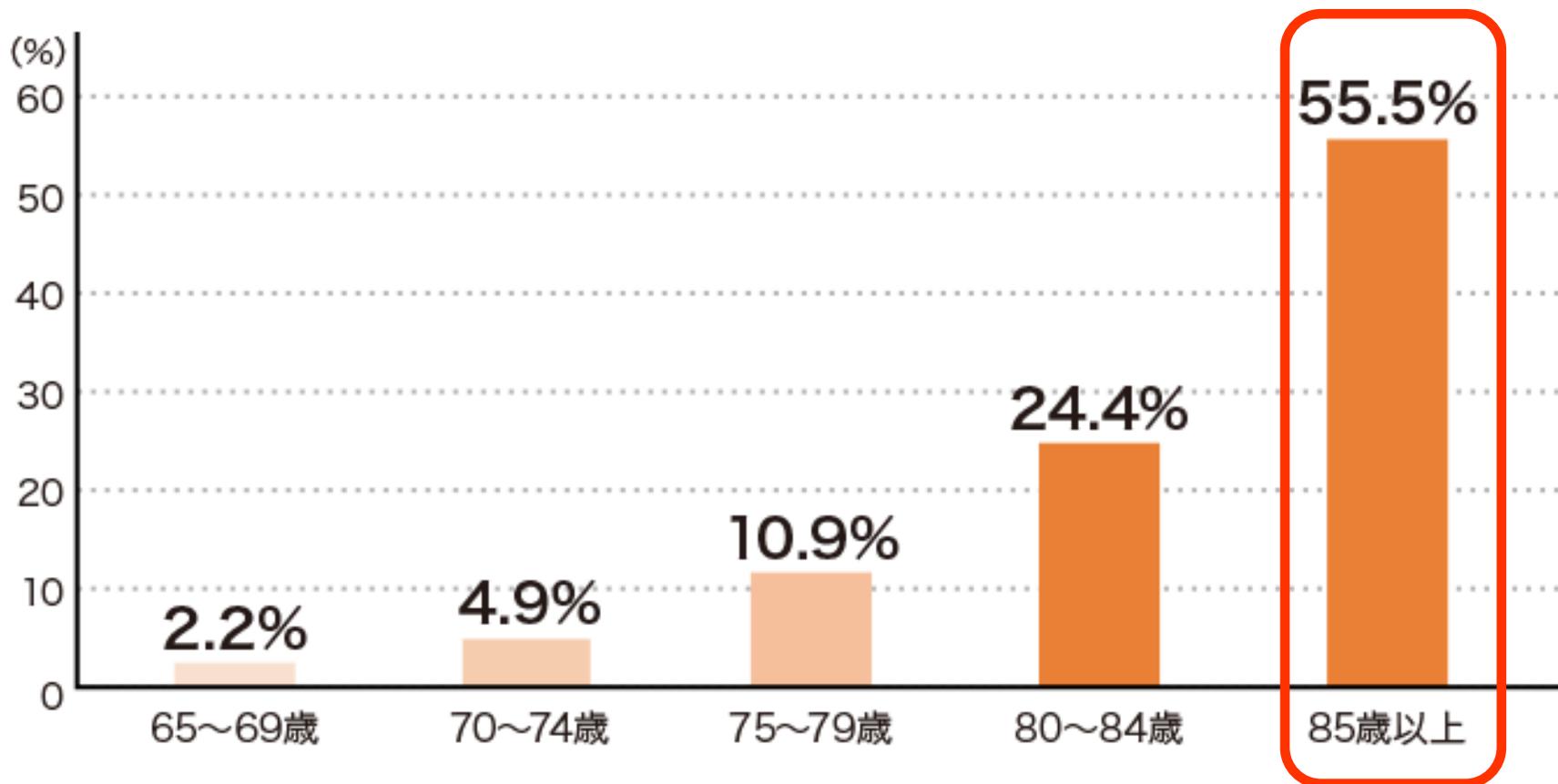
認知症対策のための国家戦略を急ぎ策定することとしている。

認知症資料（出典：三菱UFJ信託銀行HP）



※各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計

出典：認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要（厚生労働省）を基に当社作成



出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）より算出

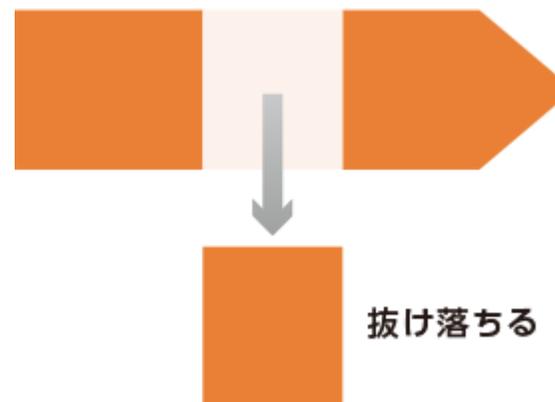
病的ではないもの忘れ

記憶の流れ



病的なもの忘れ（認知症）

記憶の流れ



老化によるもの忘れ	病的なもの忘れ（認知症）
電話で話していた相手を思い出せない	電話していたこと自体忘れている
旅行に行った場所を思い出せない	旅行に行ったこと自体忘れている
入金した金額を忘れてしまった	入金したこと自体忘れている

認知症対策が必要となる ご本人様への伝え方

■ 意思能力とは

「契約」は当事者の「**合意**」によって成立しますが、その「合意」が成立するためには「自らの行為の結果がどうなるかを予測・判断して、これに基づいて自ら意思決定する精神能力」が必要とされています。この能力を「**意思能力**」と言っています。

意思能力の有無については画一・形式的にではなく、個々の意思表示や法律行為ごとに個別・具体的に判断され、一般的には・・・

- ・10歳未満の幼児や泥酔者
- ・重度の精神疾患のある人 などには、

意思能力が**無い**とされている。

民法3条の2

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

- ☑ 祖父（重度の認知症）が長男側の孫（20歳）へ現金110万円を贈与するケース
 - 贈与者（祖父）が孫（受贈者）に現金110万円を無償（タダ）で
あたえる意思表示が必要
 - 長男が父親のキャッシュカードを管理しており、複数回に分けて110万円を
出金し、これを孫の口座へ入金し、**形式的に祖父から孫へ贈与した「ことにする」**
というもの

意思能力がない状態で締結した契約



契約は絶対的無効！

様々な場面に影響を及ぼす

絶対的無効



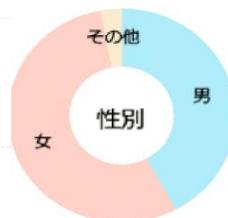
- ・いつでも
 - ・誰からでも*
 - ・誰に対しても
- 無効主張が可能となる

*近年では本人（意思表示をした人）からしか無効主張できないのが実務

あなたの老後、何が不安ですか？（朝日新聞デジタルより抜粋）

問1. あなたは自分や家族の老後について、どんな不安や心配事がありますか？（三つまで選択可） ※割合は全回答数に対する割合です

・いつまで仕事を続けられるか	48票 29.3%
・年金がいくらもらえて、年金以外にどれだけのお金が必要か	89票 54.3%
・寝たきりや認知症になったら誰が介護や世話をしてくれるのか	96票 58.5%
・配偶者に先立たれたとき、一人で暮らしていけるか	47票 28.7%
・長生きしても生きがいを持てるか	49票 29.9%
・老後の住居、「終」のすみかをどうするか	58票 35.4%
・子どもが自立して生きていけるか	19票 11.6%
・財産相続で家族がもめないか、誰にどう承継させるか	15票 9.1%
・その他／特にない	10票 6.1%



年代	人数	割合
10才未満	0人	0%
10代	0人	0%
20代	1人	0.6%
30代	14人	8.5%
40代	32人	19.5%
50代	57人	34.8%
60代	40人	24.4%
70代	13人	7.9%
80代	7人	4.3%
90才以上	0人	0%



年代	人数	割合
10才未満	0人	0%
10代	0人	0%
20代	1人	0.6%
30代	14人	8.5%
40代	32人	19.5%
50代	57人	34.8%
60代	40人	24.4%
70代	13人	7.9%
80代	7人	4.3%
90才以上	0人	0%

■ 自らの老後で心配になること

1. 老後を病院や施設で暮らしたくない
2. 要介護状態になって家族に迷惑をかけたくない
3. 老後の生活資金で苦勞したくない
4. もし施設に入った場合でも様々な契約はどうしたらよいか心配だ
5. 保有しているアパートの管理等が心配だ

等

- 認知症になったら・・・上記の心配ごとが現実的になる
- 不安が現実化する前に
 - ・できることを始めませんか？
 - ・家族と一緒にになって乗り越えてみませんか？

大切なことは・・・相続対策でよく言われる

- ①争族対策
- ②納税資金対策
- ③節税対策

でもなく・・・

**相談者様の将来の老後不安を取り除いてから
相続対策を考えること**

1. 身上監護

→ 被後見人が適切に生活できるように、
介護保険や病院などの「身の上」の手続きをすること

- ☑ 病院に関する手続き
- ☑ 介護保険に関する手続き
- ☑ 施設入所や施設退所に関する手続き
- ☑ 教育やリハビリに関する手続き
- ☑ 住居の確保に関する手続き

→ ただし、以下は含まない

1. 離婚や養子縁組等の一身専属権等
2. 事実行為（介護・看護）
3. 医療行為に対する同意
4. 死後事務

→ 認知症発症後は成年後見人をお願いする他ない

2. 財産管理（財産承継）

- ☑ 不動産（収益不動産等）などの管理・保存・処分。
- ☑ 金融機関との取引。
- ☑ 年金や不動産の賃料など定期的な収入の管理やローン返済、家賃の支払い、税金、社会保険、公共料金などの支払い。
- ☑ 生活費の送金や日用品の買い物。
- ☑ 生命保険の加入、保険料の支払い、保険金の受け取り。
- ☑ 権利証や通帳などの保管。
- ☑ 遺産相続などの協議、手続き 等

- 認知症になったら自らできないため、認知症になる前にできることをする！
- 事前対策しておかないと法定後見制度のみしか使えない（塩漬け）
- 民事信託の活用が考えられるが、万全ではない面もあることを理解

認知症による 様々な影響場面の確認 その実務対応

- (1) 身分行為（結婚・離婚・養子縁組・養子離縁等）
 - (2) 遺言（自筆証書・公正証書等）の作成・書換
 - (3) 預貯金の入手金手続
 - (4) 証券会社の売買指示
 - (5) 生命保険契約関係
（新規契約の締結、既存契約の契約内容変更、保険金請求等）
 - (6) 贈与契約（現金、不動産、自社株等）
 - (7) 自社株売却（M&A、関連法人等）
 - (8) 不動産関連行為（売買、建築、建替、管理等）
 - (9) （収益物件の購入・建築に伴う）金銭消費貸借契約
 - (10) 議決権行使（株主総会・取締役会等）
 - (11) 信託契約（生産緑地は保全不可）、任意後見契約
 - (12) 遺産分割協議
 - (13) 相続放棄
- etc

■ 預金の入出金手続、解約手続ができない

- ⇒ キャッシュカードを紛失した場合には、同様の問題が生じる
- ⇒ 事実上、キャッシュカードであれば引き出し可能な状況
預金使い込み問題が生じ（親族間の亀裂）、不当利得返還請求権の対象

■ 証券会社への売買指示ができない

- ⇒ 口頭での売買指示ではなくネット取引をしている場合には、
事実上、売買可能な状態となる。
- ⇒ ただし、この場合にも親族間での亀裂が生じる可能性あり。

■ 施設入居後の支払のため、空き家となった自宅を売却できない

- ⇒ 自宅売却の場合には、他に預金がないか、自宅に帰る可能性がないか
など家庭裁判所が厳密に判断する（成年後見制度）

■ 婚姻（離婚）、養子縁組（養子離縁）

婚姻（離婚）、養子縁組（養子離縁）ができない

- 身分行為（婚姻、養子縁組、遺言など）は後見制度、信託制度でも不可
- 実務で問題になるのは
 - 相続税対策を目的とした「養子縁組」の可能性
 - 相続後における「養子縁組無効確認の訴え」の可能性
- 大切なのは「養子縁組に至った経過」が不自然でないこと

- 養子縁組は形式面さえ整えると役所が受理してしまうため、実質面で争う
- 長男の妻と養子縁組した長男の両親：
 - 長男とその妻が離婚しても養女との関係は切れない
 - 長男の両親が認知症の場合には、養子離縁手続を進めることは不可
- 遺留分対策を目的とした養子縁組も制限される

認知症が問題となる場合（一般編）

出典：大分県臼杵市HP

養子縁組届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
第 号	第 号
届付 平成 年 月 日	長印
第 号	
管轄課長	戸籍記録
記載課長	期 間
住民票	通 加

養子になる人	
氏名 大友 努	氏名 大友 努
生年月日 昭和 50 年 4 月 4 日	生年月日 年 月 日
住所 大分県 津久見市 宮本町 20 番地 15 号	住所 年 月 日
本籍 大分県 大分市 荷揚町 2 番地	本籍 番地 号
父母の氏名 父 大友 力 続き柄 父 続き柄 母 大友 百子 続き柄 母	父母の氏名 父 続き柄 母
入籍する戸籍 大分県 大分市 荷揚町 2 番地	入籍する戸籍 番地 号
監護をすべき者の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	監護をすべき者の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
届出人 大友 努	届出人 印

記入の注意

紛争や消えやすいインキで書かないでください。
届書は、1通でしつつかえありません。
この届書を本籍地でない宛先に出すときは、戸籍簿本が必要ですから、あらかじめ用意してください。
養子になる人が未成年で養親になる人が夫婦のときは、一緒に縁組をしなければなりません。
養子になる人が未成年のときは、あらかじめ家庭裁判所の許可の審判を受けてください。
養子になる人が十五歳未満のときは、その法定代理人が署名押印してください。また、その法定代理人以外に監護をすべき者として父又は母（養父母を含む）が定められているときは、その者の同意が必要で、筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

養親になる人	
氏名 臼杵 太郎	氏名 臼杵 太郎
生年月日 昭和 20 年 2 月 2 日	生年月日 年 月 日
住所 大分県 臼杵市 大字 臼杵 72 番地 1 号	住所 年 月 日
本籍 大分県 臼杵市 大字 臼杵 72 番地 1 号	本籍 番地 号
この縁組に同意します。 養子 努の配偶者 大友 明美	
新しい本籍（養親になる人が戸籍の筆頭者およびその配偶者でないときは、ここに新しい本籍を書いてください）	
届出人 臼杵 太郎	届出人 印

証 人	
署名 大友 力	署名 大友 百子
生年月日 昭和 20 年 6 月 6 日	生年月日 昭和 20 年 9 月 9 日
住所 大分県 津久見市 宮本町 20 番地 15 号	住所 大分県 津久見市 宮本町 20 番地 15 号
本籍 大分県 大分市 荷揚町 2 番地	本籍 大分県 大分市 荷揚町 2 番地

電話 () 番
連絡先 自宅・勤務先・呼出 方

記入例

■ 認知症を発症している相続人の存在

相続人に意思無能力者（認知症）がいる（例えば母）場合の遺産分割協議

- よくある話（母の代わりに署名押印）は法律的には絶対NG
- 将来の「遺産分割協議無効確認訴訟」を考える必要あり
- 税理士が安易に考えがちな部分であるが法的リスクを検討することが大事！
- 仮に「母の代わりに署名押印」を行った遺産分割協議で申告を進めた場合
 - ・税務署から遺産分割協議の無効主張がなされるか？
 - ・母が不動産を取得した場合に、相続による所有権移転登記が可能か？
 - ・預貯金の名義変更は可能か？
 - ・母が収益物件融資の連帯保証人である場合には銀行対応は？
- 本来であれば、生前に遺言や民事信託での対応を図るべき
 - ・母に成年後見人が選任されている場合、必ず遺留分減殺請求される
 - ・母に成年後見人が選任されていない場合、遺留分減殺請求は？
 - ・民事信託の場合でも同様の議論あり

■ 認知症を発症している相続人の存在

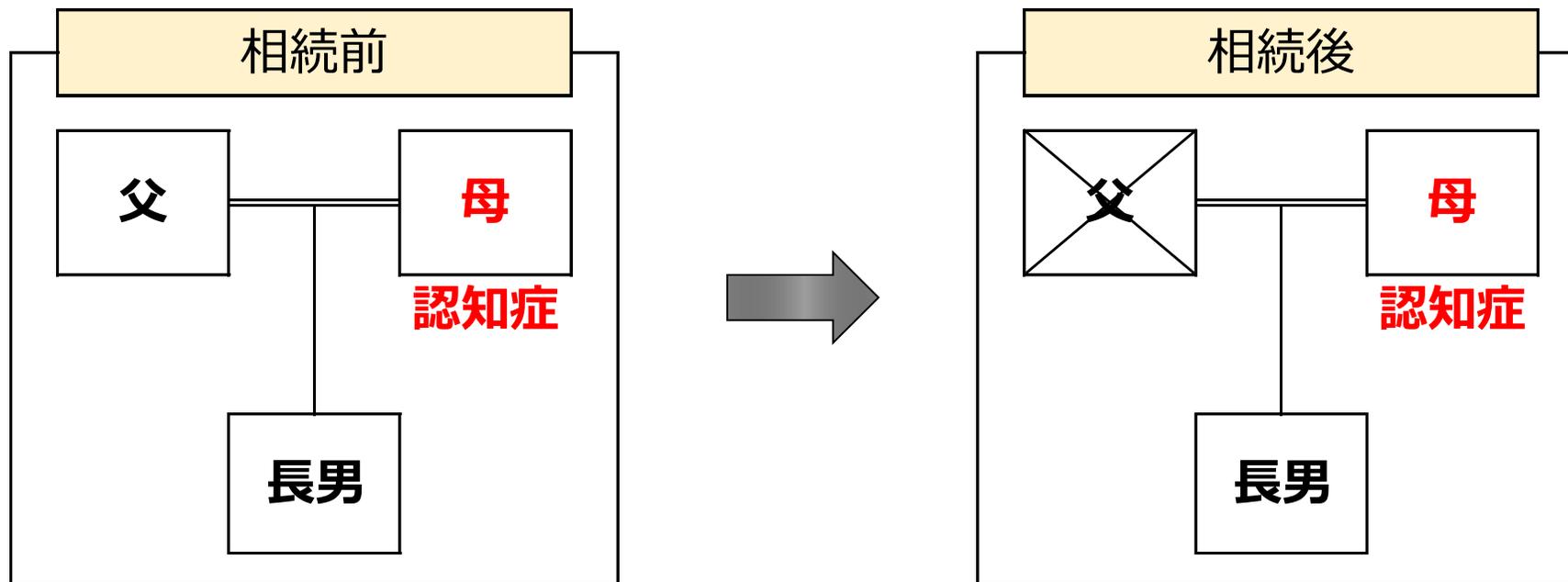
相続人に意思無能力者（認知症）がいる（例えば母）場合の遺産分割協議

- 父に相続が発生した場合には、成年後見人の選任が必要。
法定相続分を取得は免れない（家庭裁判所の立場）。
- 一度、成年後見人が選任されれば、遺産分割協議完了後も引き続き継続して成年後見人がつく状態が続く
- ただし、少なくとも法定後見の場合には、申立てから後見人審判まで2～5カ月要するため、緊急を要する場合や損害が生じるおそれのある場合には、特別代理人選任の申立により対応を図る場合あり
- この場合は未成年者の場合と同様、遺産分割協議の文案が必要になるため迅速な対応が望まれる

+a 既に任意後見人（推定相続人）がついている場合

- 利益相反となるため、特別代理人を選任して対応することになる

見逃しがちな「配偶者」の認知症リスク



■ 本ケースの問題点は？

父の財産が賃貸住宅を中心とした不動産が大半の場合、**母に自動的に財産の半分が相続される（成年後見人 or 特別代理人）**。

→ 財産が塩漬けになり、対策を含めて何もできなくなる。

■ 遺言作成段階での意思能力

自筆証書遺言・公正証書遺言の場合でも、

問題になるのは作成段階で意思能力があったかどうか（書換の場合も注意！）

- 法律行為である以上、意思能力の有無が全てとなる。
- 遺言無効確認訴訟の対象となる可能性あり（次ページ参照）
まずは家庭裁判所へ家事調停からスタート！（公証人・担当医師が重要）
- 死後に遺言無効確認訴訟により遺言が無効にされた場合の影響は？
- 遺言の内容がなかったことにされるため、他の遺言がなければ遺産分割協議へ

+ 税務対応（相続発生後）

- 当初申告が遺言無効前提の未分割申告である場合
改めて遺産分割協議のうえ、更正請求 or 修正申告
- 当初申告が遺言有効前提の申告
遺言が有効であれば、特に対応なし
遺言が無効であれば、遺産分割協議のうえ、更正請求 or 修正申告

■ 無効原因

1. 意思能力の欠如

- 複雑な遺言では疑われるため、可能な限りシンプルなのが望ましい。
- 病院での医療記録、介護施設での介護記録など
- スマホなどで遺言書作成風景を撮る。
- 遺言書作成時の会話を録音する。

2. 代筆

- 被相続人が生前（できれば遺言作成近時）に書いた**証拠**がほしい。
- 手紙・ハガキ（年賀状：1月8日差し出し分から消印あり）
- 保険契約書（保険募集人の面前で自書）
銀行借入関係書類（銀行員の面前で自書） など

+ 認知症か否か

- 長谷川式簡易知能評価スケール
 - Q 1. 歳はいくつですか？（2年までの誤差は正解）
 - Q 2. 今日は何年の何月何日ですか？ 何曜日ですか？
（年・月・日・曜日ごとに正解判定） など

■ 戦略的に相続放棄をする場合における対応

相続人に意思無能力者（認知症）がいる（例えば母）場合の相続放棄

→ 父に相続が発生した場合には、成年後見人の選任が必要。

法定相続分を取得は免れない（家庭裁判所の立場）。

→ 積極財産 > 消極財産 の場合、相続放棄は厳しくなる。

∴ 成年被後見人（母）の財産保全

■ 消極的に相続放棄をする場合における対応

→ 積極財産 < 消極財産 の場合、相続放棄は問題ない

∴ 成年被後見人（母）の財産保全

→ ただし、少なくとも法定後見の場合には、申立てから後見人審判まで5カ月程度要するが、「成年後見人が相続開始を知った日から3カ月以内に相続放棄すればよい」ため、問題なく手続きが進められる

→ 実務的には成年後見人が選任されてから3カ月でもの対応となる

■ 各種契約段階での意思能力

（１）不動産経営（管理）ができない

- 現状、そのまま進めているケースが多発している「現実的には、推定相続人（長男など）が父の代わりに契約している」が、本来的には**全て契約は無効**（∵無権代理）
- ☑ 賃貸借契約、転貸借（サブリース）契約
 - ☑ 工事請負契約
 - ☑ 管理会社との管理契約等
 - ☑ 大規模修繕に関する工事請負契約
 - ☑ エレベーターの保守点検契約、エレベーターの取替契約
- これらの契約が交わせないということは、事実上、賃貸経営は不可となる
- 大規模修繕のための**融資**を検討する場合、実務上も無権代理の状態では進まない。
（∵銀行の存在）

■ 各種契約段階での意思能力

（２）収益物件建築・建替ができない

- 更地に収益物件（アパート、マンション、老人ホーム、コンビニなど）の建築不可
- 工事請負契約、**金銭消費貸借契約**、**抵当権設定契約**等全ての契約締結が不可

特に厳しいのは**銀行関係**の**後者2つ（司法書士の本人確認あり）**

- 上記と同様に、収益物件（アパート、マンション、老人ホーム、コンビニなど）の建替不可

どちらかという**と建替問題**の方が問題の所在が大きい
∵建物の老朽化（旧耐震基準建物の問題など）

- **耐震工事契約**も同様の問題をはらむ

■ 各種契約段階での意思能力

（3）物件売却・買換えができない

→ **自宅売却**と同様、**収益物件の売却**ができない

∵ 不動産売買契約の締結が不可（**不動産法人化も同様に不可**）

→ 上記と同様に、**収益不動産の買換え**も不可

→ 不動産投資をしている場合に売却タイミングを逃すと買い手が見つからない可能性

- ☑ 耐用年数の問題
- ☑ 大規模修繕の問題など

■ 各種契約段階での意思能力

（４）親（祖父）の土地の上に子（孫）のマイホーム建築はできない

- 祖父が孫の住宅建築のため土地を使用貸借する計画がある場合に頓挫する
- 認知症発症前
 - ☑ 土地の抵当権設定契約は可能
 - ☑ 住宅取得等資金贈与も可能
- 認知症発症後
 - ☑ **土地の抵当権設定契約は不可能**
 - ☑ **住宅取得等資金贈与も不可能**

■ 各種契約段階での意思能力

5) 生産緑地の2022年問題への対処

- 買取申請要件（30年経過、死亡、故障）に該当した場合でも対応不可能
- 認知症になった後
 - 30年経過前に「故障」を原因に買取申請が可能となる可能性あり
 - 30年経過段階では市場供給が一気に起こるため、時価が下がる可能性あり

■ 各種議決権行使段階での意思能力

1) 代表取締役が意思無能力者（認知症）である。

- 会社法上の欠格事由（会社法331）に該当する
- 代表取締役である以上、会社名義で締結した契約であれば事後的に無効とされる可能性あり
- 将来の会社取引に多大な影響を及ぼすため、ビジネス的に大打撃となる

2) 株主に意思無能力者（認知症）がいる。

- 大株主のオーナーが認知症を発症してしまうと株主総会での議決権行使に重大な問題あり。各種の議決権行使ができないため、**実質的には何も決められない。**
- 会社内部のことであるが、それが外部に知られた場合にはビジネスの影響は避けられない
- **特例事業承継税制（贈与）の適用不可の可能性あり**
- **M&Aでの交渉過程や、株主としての売却過程に問題あり**
- **M&Aの場面で、オーナー株主や従業員株主などが認知症だと株式売却できない**

■ 契約段階と名義変更時

1) 相続税の非課税枠獲得のための保険加入

→ 認知症で意思能力が無くなった段階で死亡保険金受取人の変更不可

2) 生前贈与資金で保険加入

→ 生前贈与している段階で認知症を発症し意思能力が無くなった場合
生前贈与しても契約は無効

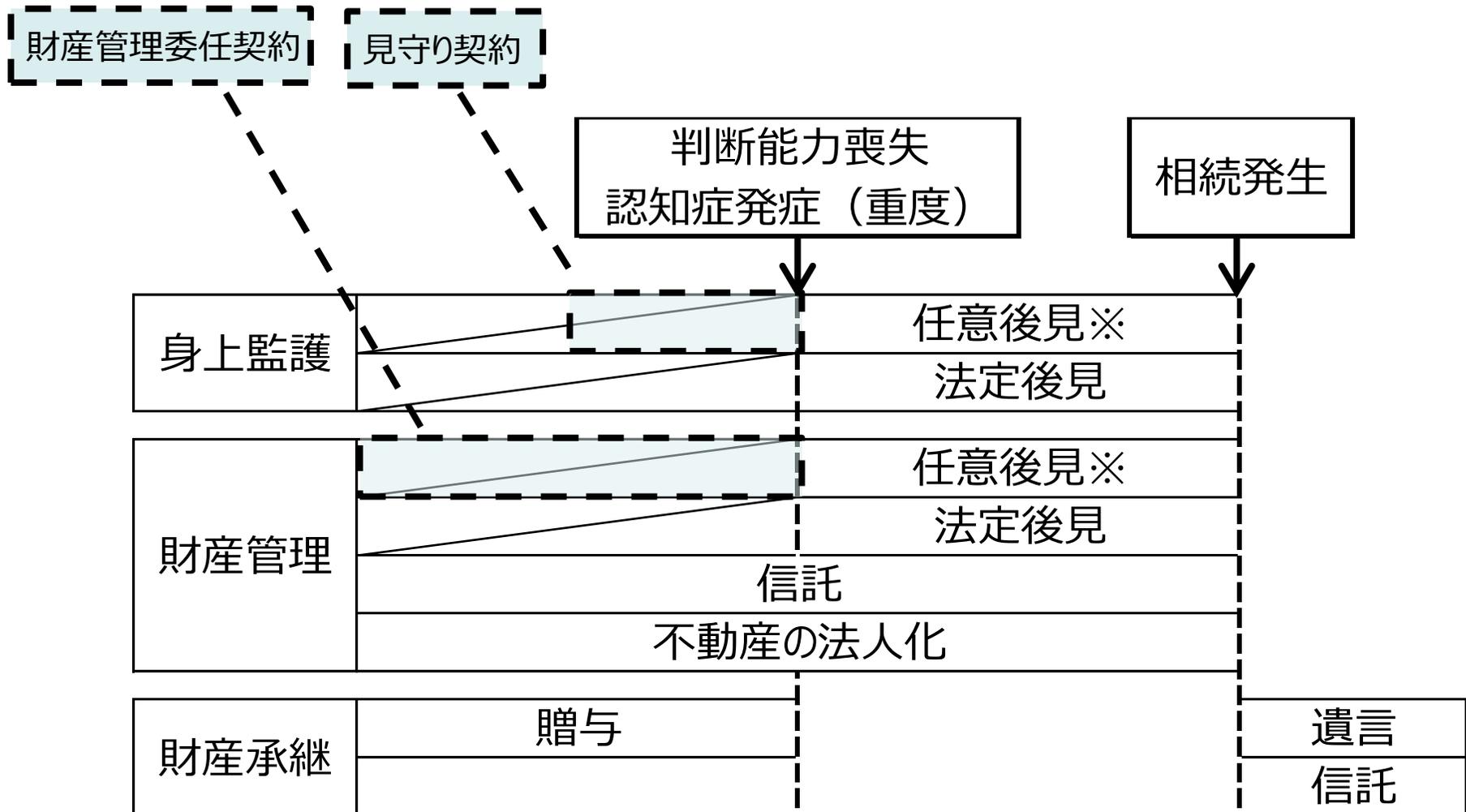
→ 一時払終身保険を祖父が契約（被保険者：孫）し、その後、認知症になる前に孫に名義変更し、孫が一部減額するスキームは？

3) 名義変更（会社→個人、個人→個人）

→ 名義変更時に認知症で意思能力が無い場合には無効

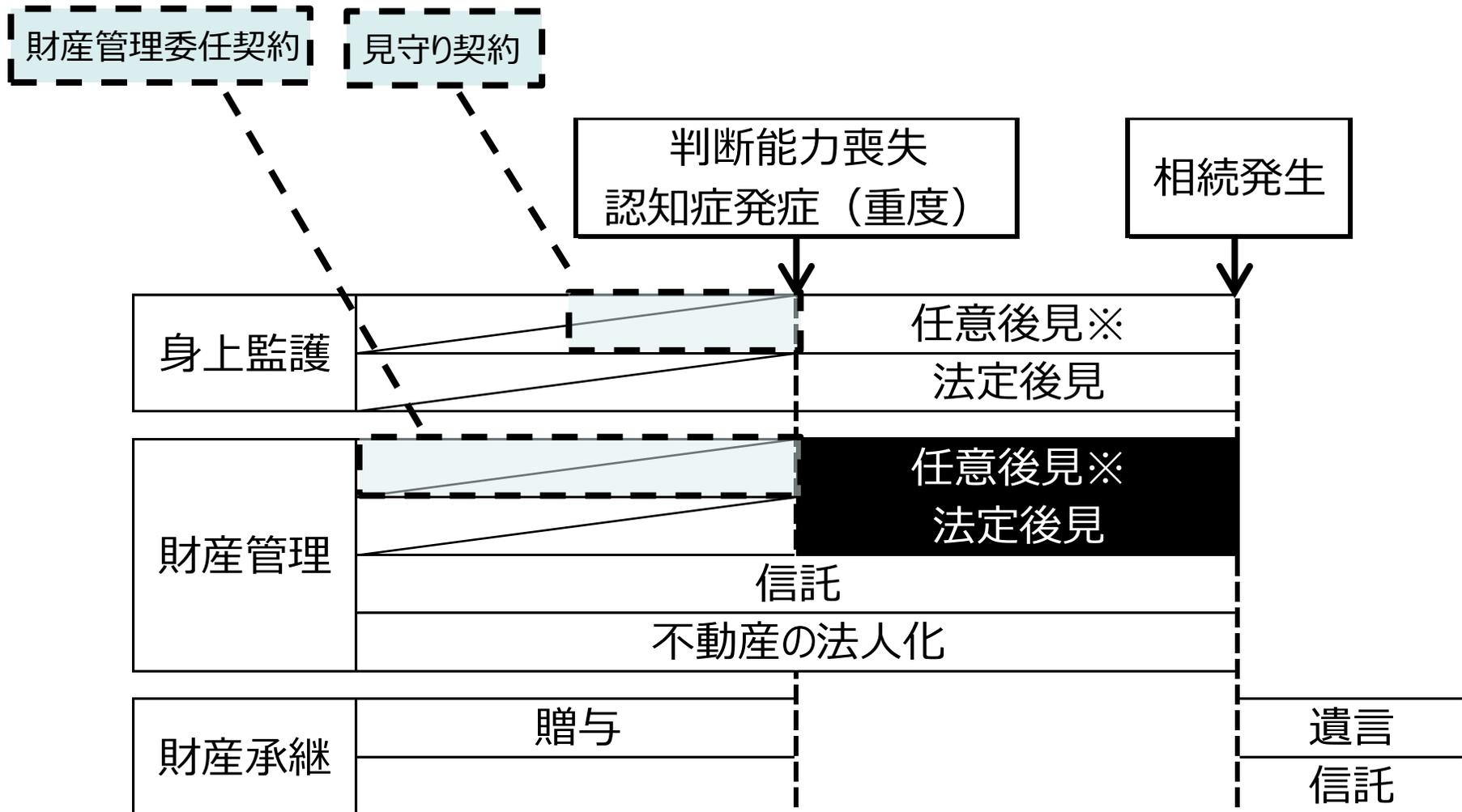
不動産オーナー 対応の種類と顧客に最適な対策 (財産管理)

認知症対策の対応策（全体像）



※認知症発症（判断能力喪失）前に、任意後見契約の締結済み

認知症対策の対応策（成年後見）



※認知症発症（判断能力喪失）前に、任意後見契約の締結済み

■ 成年後見制度

- 精神的な障がいや認知症などが原因で、判断する力や自らの意思を伝える力がない方のために、家庭裁判所がサポートする人を選任する制度
- サポートする人：成年後見人、サポートを受ける人：成年被後見人
- 「任意後見」と「法定後見」あり
- 「任意後見」
 - = 判断能力を失う前に、予め自分が判断能力を失ったときに財産を管理してもらう人を選んでおく（+ 後見監督人の存在あり）
- 「法定後見」（判断能力の程度により、「後見」>「保佐」>「補助」がある）
 - = 認知症になった後に、親族などが家庭裁判所へ申立てをして、後見人を選んでもらう

■ 成年後見制度

→ 成年後見人の仕事は大別して3つ

①**財産管理**：通帳保管、入出金管理、不動産の管理・売却
⇒ 重要な財産の処分の場合は、家庭裁判所の許可が必要

②**身上監護**：治療・入院などの諸手続き、住居の確保、
施設との入退所契約、介護サービス

③**家庭裁判所への報告**：年に**1回の報告**

(本人の生活状況、健康状態、財産目録など)

→ 平成30年度最高裁データによると、親族後見は2割強（10年前は8割強）
親族による横領事件が増加し、親族後見は認められない傾向にある

→ **問題点：財産が塩漬けになる（固定化される：∴支出を嫌うため）**

成年被後見人の財産を守るのが仕事であるため、生前贈与不可、親族扶養も協議が必要

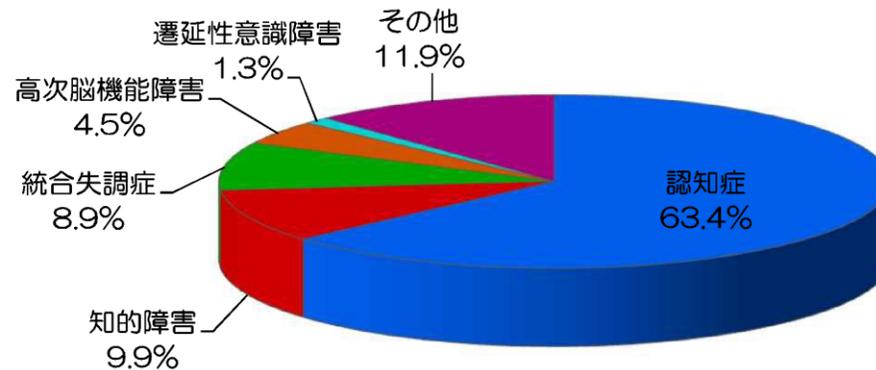
→ **相続税対策は当然に不可**

→ 家庭裁判所の管理強化のための運用

①成年後見制度支援信託、②後見監督人の選任件数の増加

（参考資料） 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.4%を占め、次いで知的障害が約9.9%、統合失調症が約8.9%の順となっている。



- （注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- （注2） 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- （注3） 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- （注4） 開始原因については平成29年から調査を開始している。

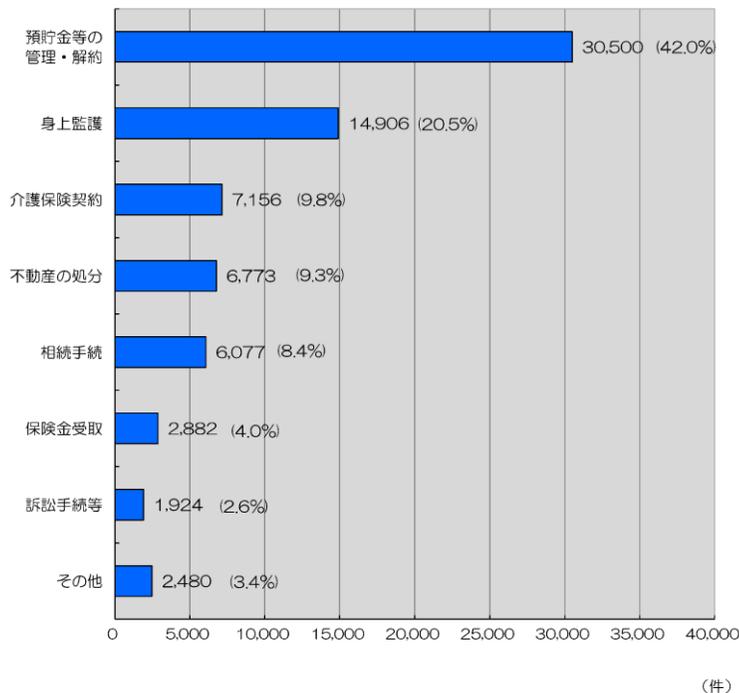
出典：最高裁判所HP（成年後見関係事件の概況 ～平成30年1月～12月～）

成年後見制度（法定後見）

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上監護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
 （注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（36,127件）とは一致しない。

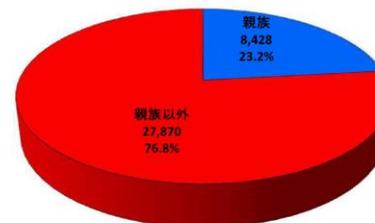
8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

○ 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約23.2%（前年は約26.2%）となっている。
 ○ 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約76.8%（前年は約73.8%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
 ○ 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

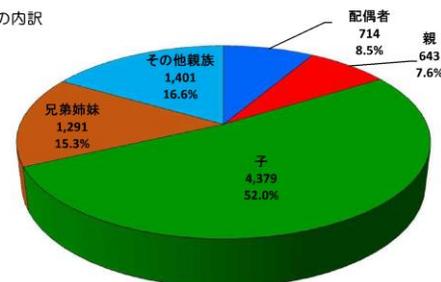
関係別件数（合計）	36,298件	（前年35,686件）
親族	8,428件	（前年9,364件）
親族以外	27,870件	（前年26,322件）
うち弁護士	8,151件	（前年7,969件）
司法書士	10,512件	（前年9,985件）
社会福祉士	4,835件	（前年4,414件）
市民後見人	320件	（前年289件）

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

① 親族、親族以外の別



② 親族の内訳



出典：最高裁判所HP（成年後見関係事件の概況 ～平成30年1月～12月～）

成年後見人 = 法定代理人（民法 859 ① 後段）

Q. 成年被後見人が保有する土地につき、新たな賃貸（駐車場等）につき、成年後見人の裁量で行うことは可能か？

A. 可能と推察します。ただし、念のために、家庭裁判所へ事前相談が望ましいと考えます。

Q. 成年後見人が対応可能な不動産経営（管理）とは何か？

A. 以下のような保存行為が可能となります。

（1）費用の支払に関するもの

固定資産税の支払、借地・借家の場合の賃料の支払、管理費・共益費の支払等

（2）賃貸物件の管理

賃料の回収、賃貸物件の修繕等及びこれらの行為に関する請負、委任、委託契約の締結等

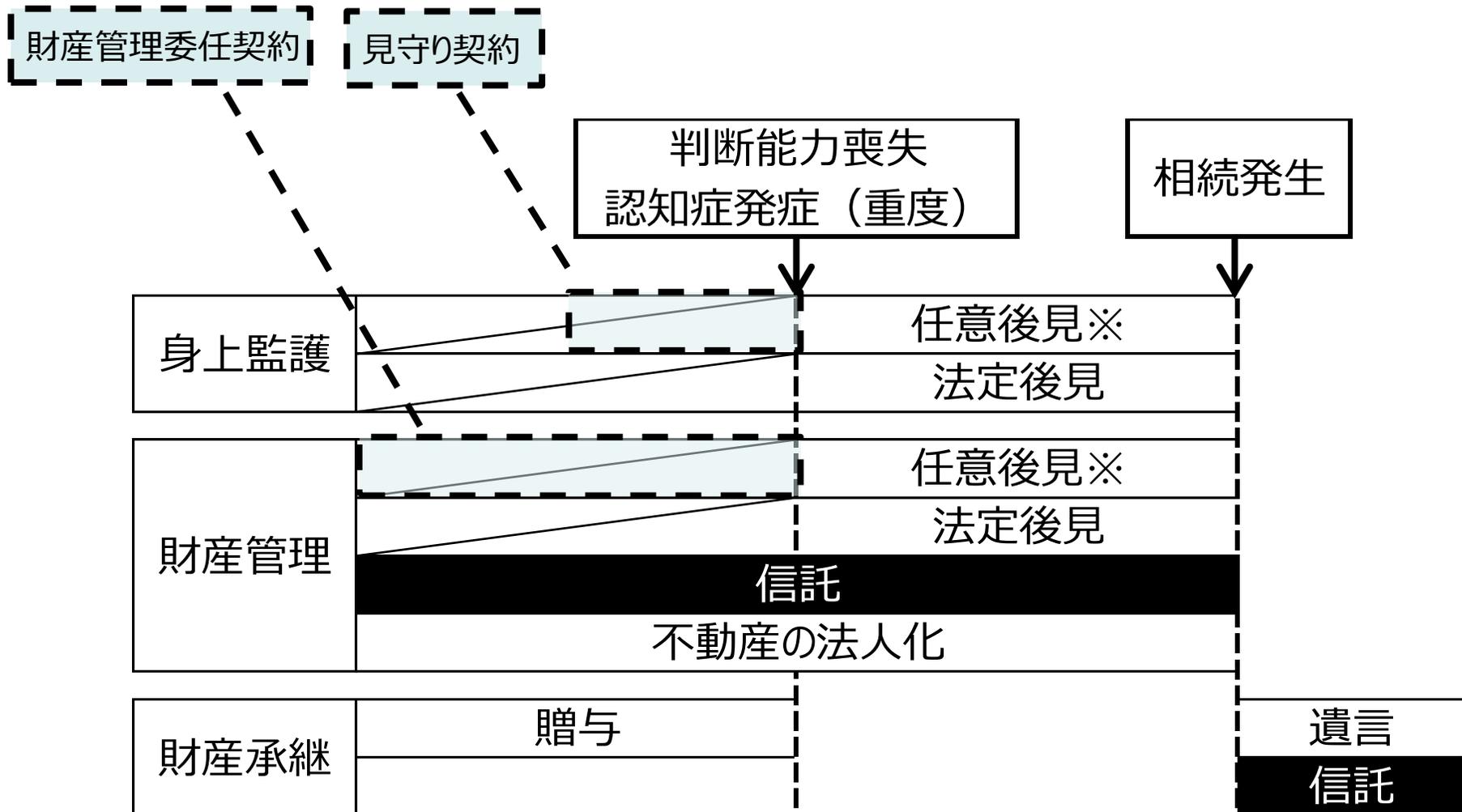
（3）その他不動産の管理

不動産の現状維持、保全等に関するもの土地の境界確認、斜面や崖地の崩壊防止等の保全行為、雑木雑草の処分等の環境整備、建物の修繕・管理・警備などの行為に関する請負、委任、委託契約の締結等

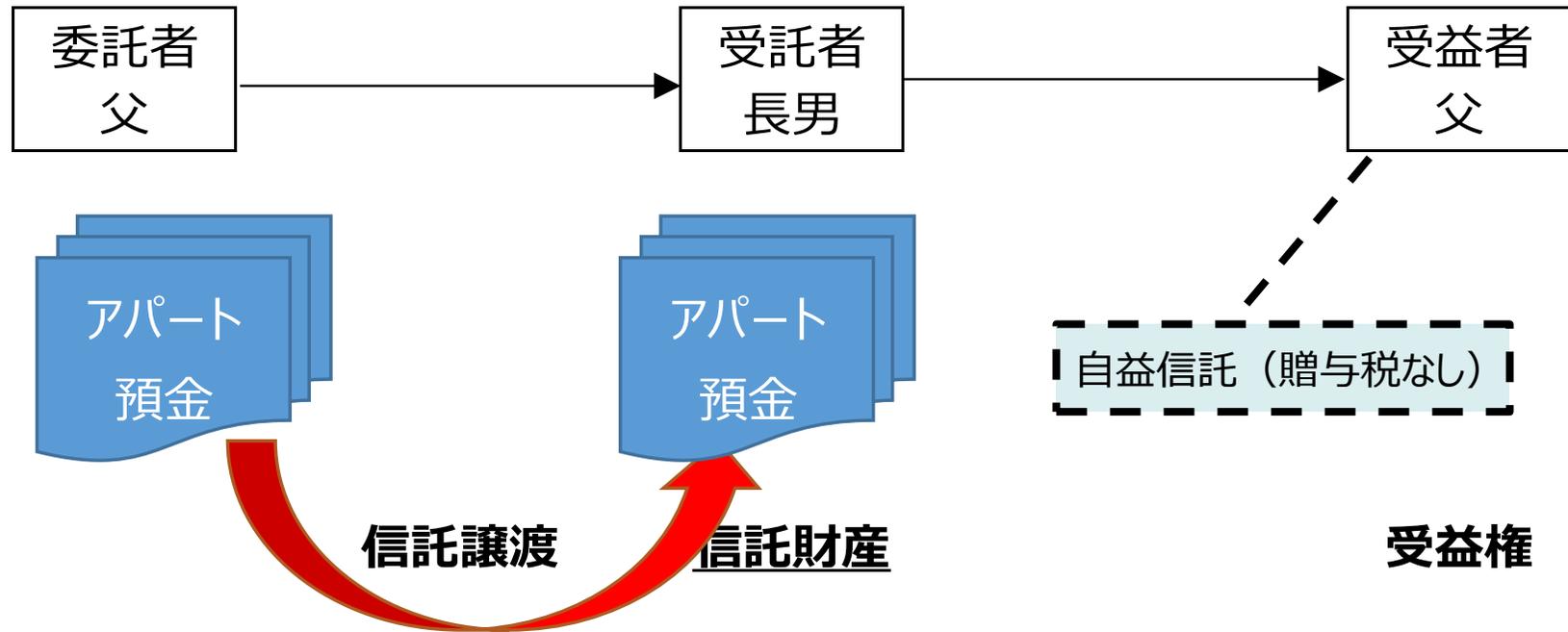
Q. 成年被後見人が賃貸物件を保有している場合、成年後見人が確定申告義務を負うか？

A. 成年後見人が財産管理として成年被後見人の確定申告を行うこととなります。

認知症対策の対応策（信託）

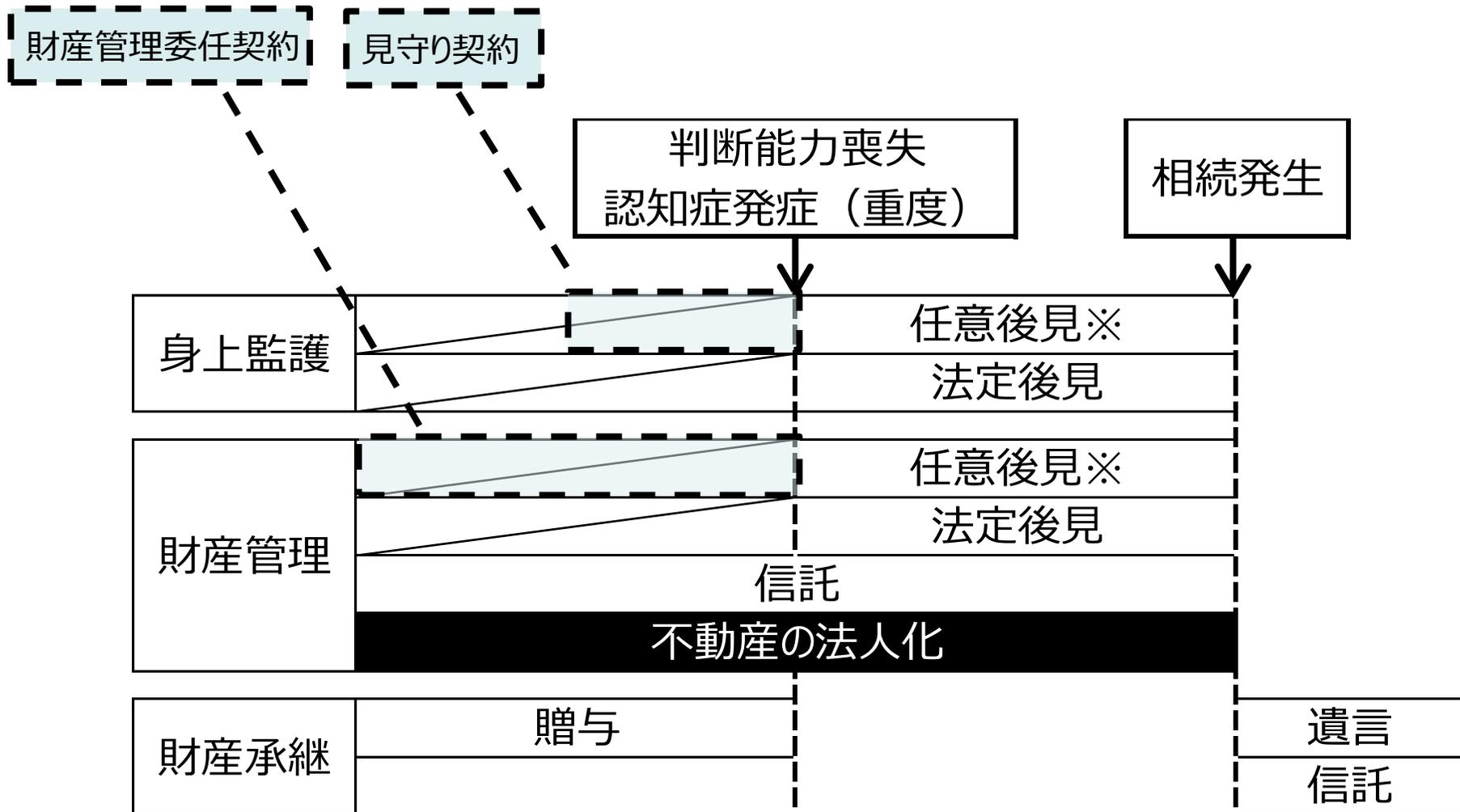


※認知症発症（判断能力喪失）前に、任意後見契約の締結済み



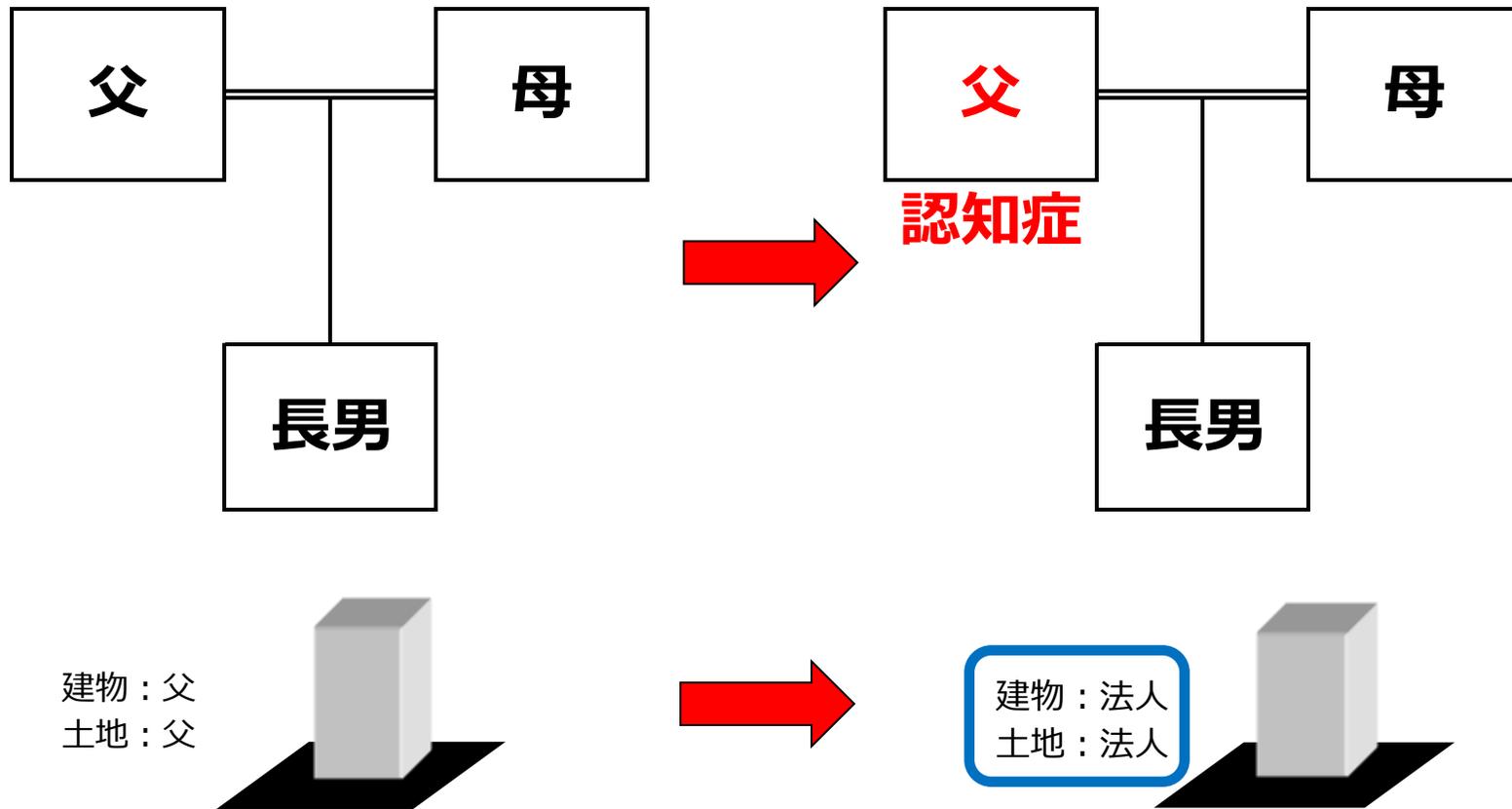
1. 信託譲渡に際し、分別管理の観点から所有権移転（信託）が必要
2. 自益信託のため、贈与税の課税なし（ただし、父は不動産所得の申告が必要となる）
3. 長男は不動産経営（管理）の経験がなくても、外注で管理会社へ管理を委託可能となる
4. 信託期間を父相続発生までとしておくことで遺言と同様の機能を持たせることが可能（遺言代用）
5. アパート見合いの借入金があれば、信託譲渡につき債務引受の問題が残る

認知症対策の対応策（不動産の法人化）



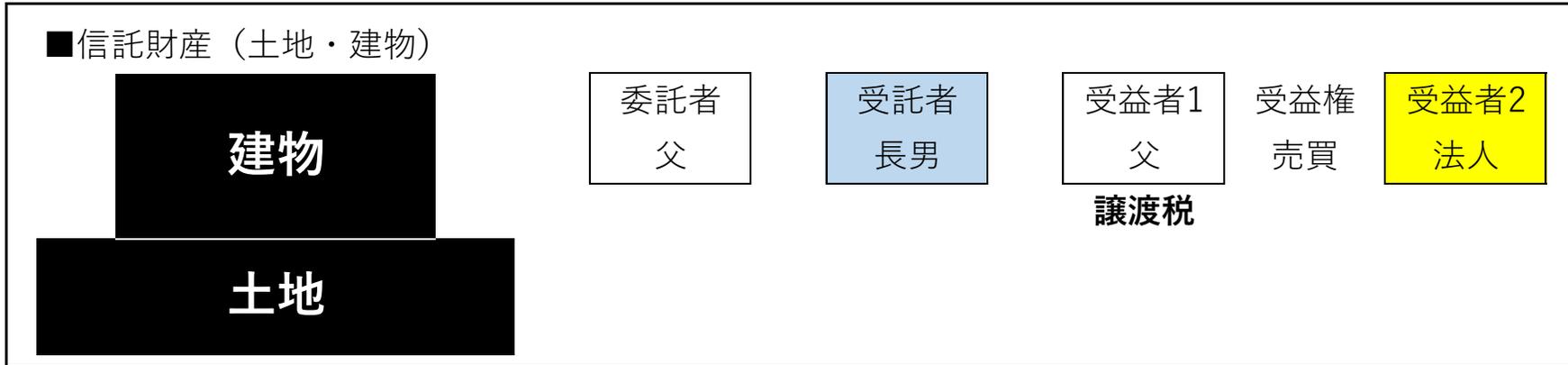
※認知症発症（判断能力喪失）前に、任意後見契約の締結済み

認知症対策の対応策（不動産の法人化）



**土地建物を法人へ売却し、代表者を父以外（長男）にしておくことで認知症対策となる！
なお、長男への所得分散も可能となる！**

信託と不動産の法人化 共通点・相違点



受益者2
法人

所有者
法人

■共通点
・利益の帰属先
・譲渡税負担者

受託者
長男

所有者
法人

■相違点
管理者

不動産の法人化（所有型法人の設立）

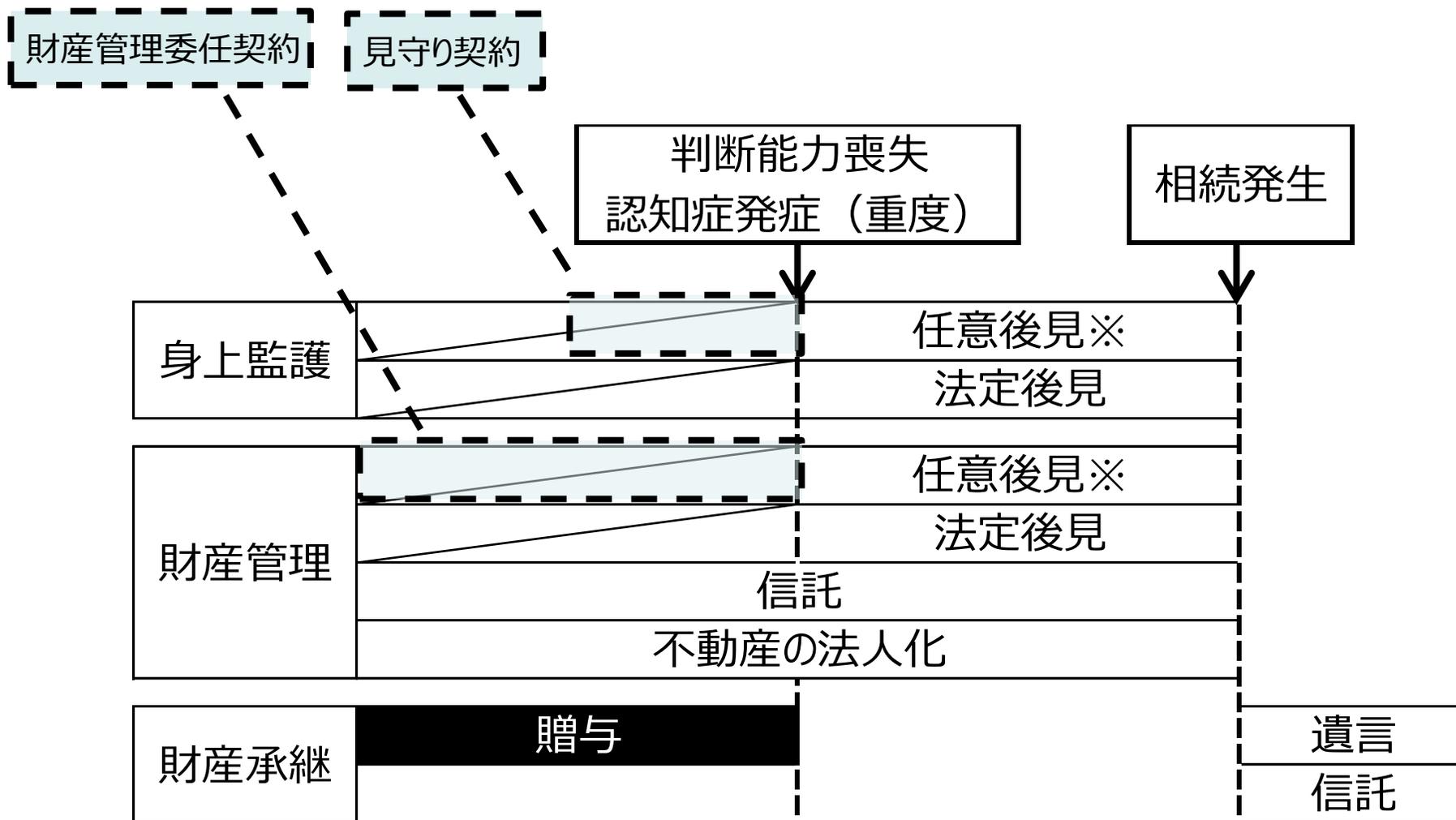


- 法人化：①借入金が残っている場合、②築浅物件の場合
③高齢になってからの法人化の場合などは実行の難易度が上がる
- 法人化：基本的には節税対策としての行動
- 法人化：土地が個人である場合に「ある大きな問題点」が生じます



土地を法人化することで**含み益が実現（課税）**されてしまう

認知症対策の対応策（贈与）



※認知症発症（判断能力喪失）前に、任意後見契約の締結済み

■ 認知症対策としての贈与（財産承継手法としての側面）

収益不動産を保有している不動産オーナーが認知症発症すると、不動産経営が困難になる

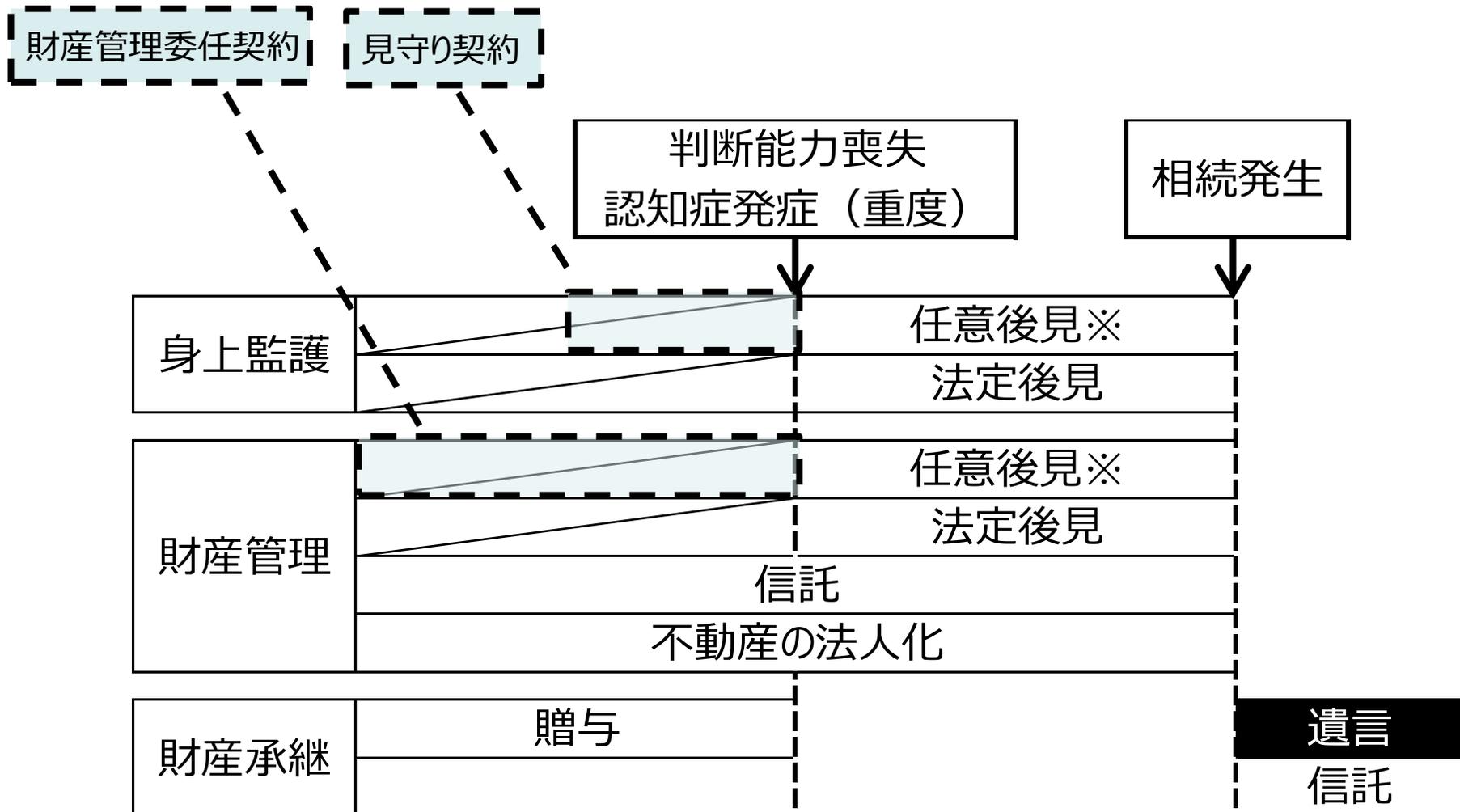


☑ 認知症発症前に、次世代へ不動産を贈与することにより、不動産経営を可能に

↓ 実務上の問題点・・・

1. 贈与税の問題（相続時精算課税の検討、ただし、建物の経年劣化で不利に）
2. 流通税（不動産取得税、登録免許税）の問題（3%（4%）+ 2%）
3. 贈与を受けない親族との問題（特別受益の持ち戻し+ 遺留分算定基礎の持ち戻し）
4. 不動産収入が手元に入っていないため、老後資金の確保ができない

認知症対策の対応策（遺言）



※認知症発症（判断能力喪失）前に、任意後見契約の締結済み

■ 財産承継手法としての遺言

認知症発症すると、本人の相続発生までは保有財産の管理はできない

↓そのため・・・

生前での財産管理には、成年後見、信託、不動産の法人化で対応する他ないあくまで、相続発生時まで残存する財産の承継手法という位置づけとなる。

↓実務上の問題点・・・

1. 財産管理 + 財産承継 組み合わせる意識が必要
 - 財産管理に対する問題意識の希薄化
 - 事業性資産の承継が不動産経営には必須という認識を持つ
2. 納税資金（相続税）、遺留分の問題を意識しておく必要あり
 - 個人保険の活用（受取人：事業承継者）
3. 債務引受の問題は金融機関の承諾が必要という認識を持つ

1. 納税資金の問題解決
 - (1) 収益物件見合いの債務があれば圧縮の可能性
 - (2) 生命保険活用（個人）

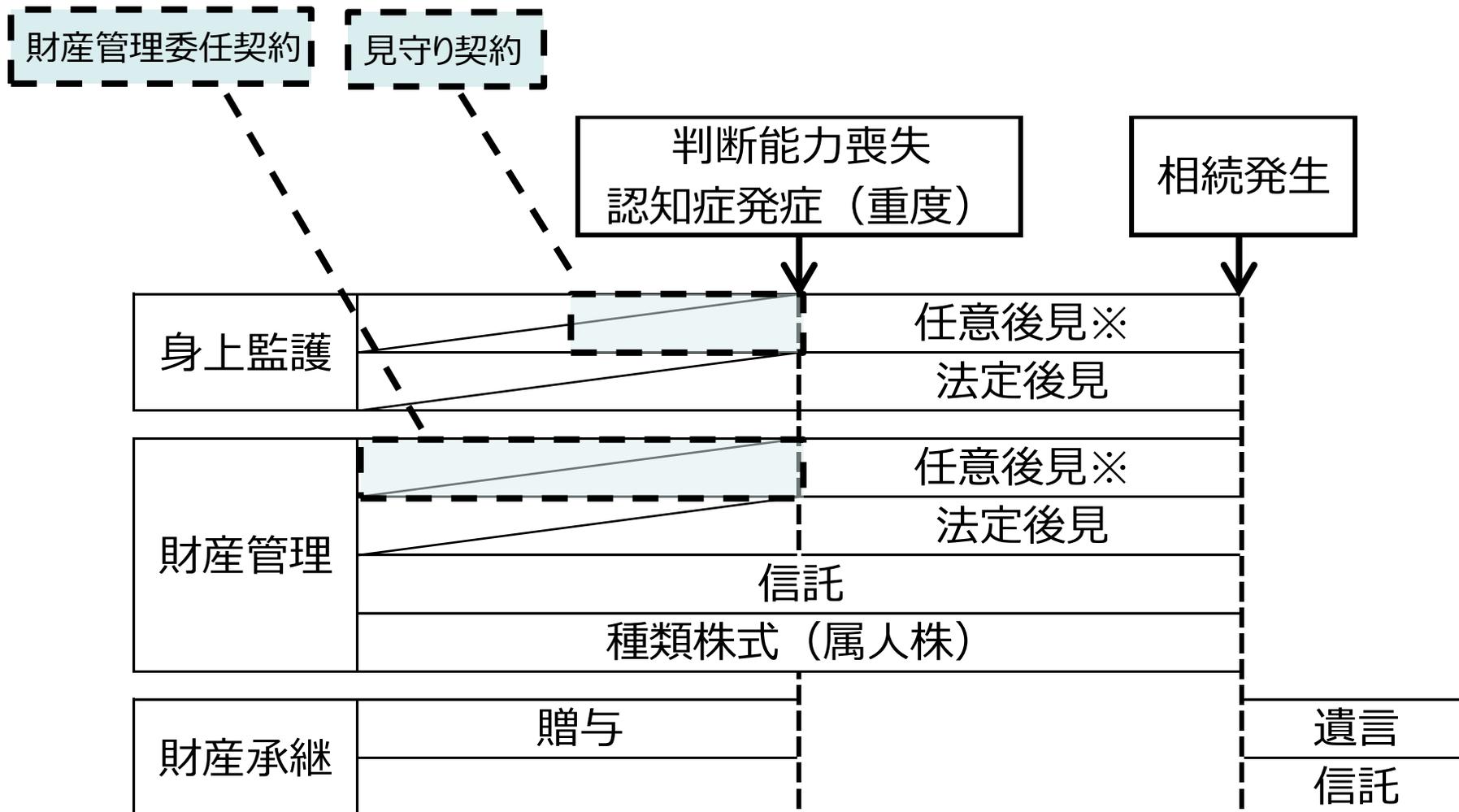
2. 遺留分の問題解決（遺言が前提）
 - (1) 生命保険活用（個人）

3. 配偶者の認知症問題への懸念
 - (1) 遺産分割の問題（遺言がない場合）
 - (2) 遺留分請求への対処（遺言がある場合）

4. 債務引受（確定債務、連帯保証）の詳細検討

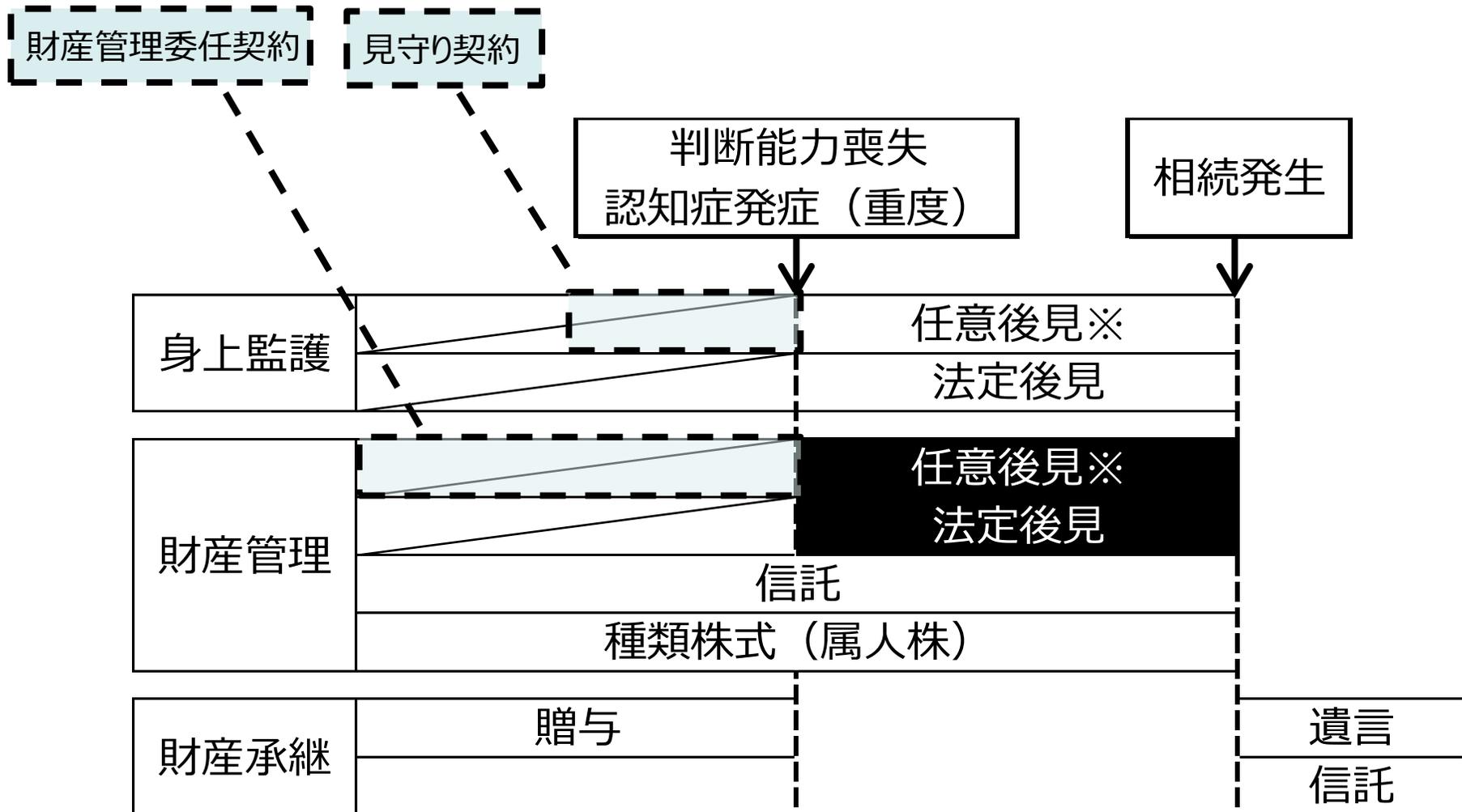
会社オーナー 対応の種類と顧客に最適な対策 (財産管理)

認知症対策の対応策（全体像）



※認知症発症（判断能力喪失）前に、任意後見契約の締結済み

認知症対策の対応策（成年後見）



※認知症発症（判断能力喪失）前に、任意後見契約の締結済み

■ 成年後見制度

- 精神的な障がいや認知症などが原因で、判断する力や自らの意思を伝える力がない方のために、家庭裁判所がサポートする人を選任する制度
- サポートする人：成年後見人、サポートを受ける人：成年被後見人
- 「任意後見」と「法定後見」あり
- 「任意後見」
 - = 判断能力を失う前に、予め自分が判断能力を失ったときに財産を管理してもらう人を選んでおく（+ 後見監督人の存在あり）
- 「法定後見」（判断能力の程度により、「後見」>「保佐」>「補助」がある）
 - = 認知症になった後に、親族などが家庭裁判所へ申立てをして、後見人を選んでもらう

■ 成年後見制度

→ 成年後見人の仕事は大別して3つ

①**財産管理**：通帳保管、入出金管理、不動産の管理・売却
⇒ 重要な財産の処分の場合は、家庭裁判所の許可が必要

②**身上監護**：治療・入院などの諸手続き、住居の確保、
施設との入退所契約、介護サービス

③**家庭裁判所への報告**：年に**1回の報告**

(本人の生活状況、健康状態、財産目録など)

→ 平成30年度最高裁データによると、親族後見は2割強（10年前は8割強）
親族による横領事件が増加し、親族後見は認められない傾向にある

→ **問題点：財産が塩漬けになる（固定化される：∴支出を嫌うため）**
成年被後見人の財産を守るのが仕事であるため、生前贈与不可、親族扶養も協議が必要

→ **相続税対策は当然に不可**

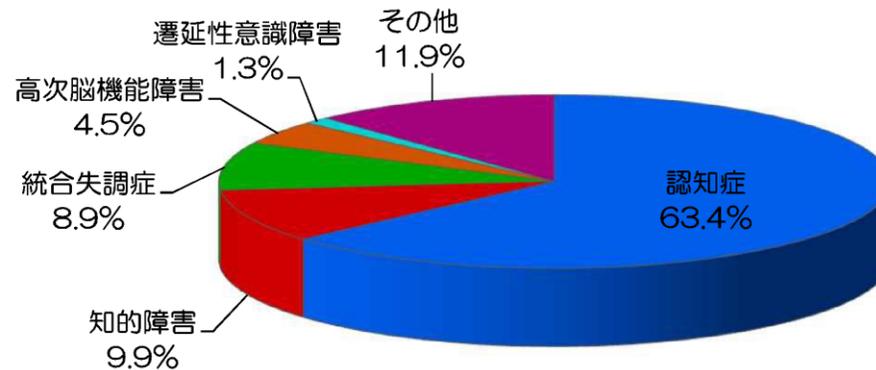
→ 家庭裁判所の管理強化のための運用

①成年後見制度支援信託、②後見監督人の選任件数の増加

成年後見制度（法定後見）

（参考資料） 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.4%を占め、次いで知的障害が約9.9%、統合失調症が約8.9%の順となっている。



- （注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- （注2） 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- （注3） 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- （注4） 開始原因については平成29年から調査を開始している。

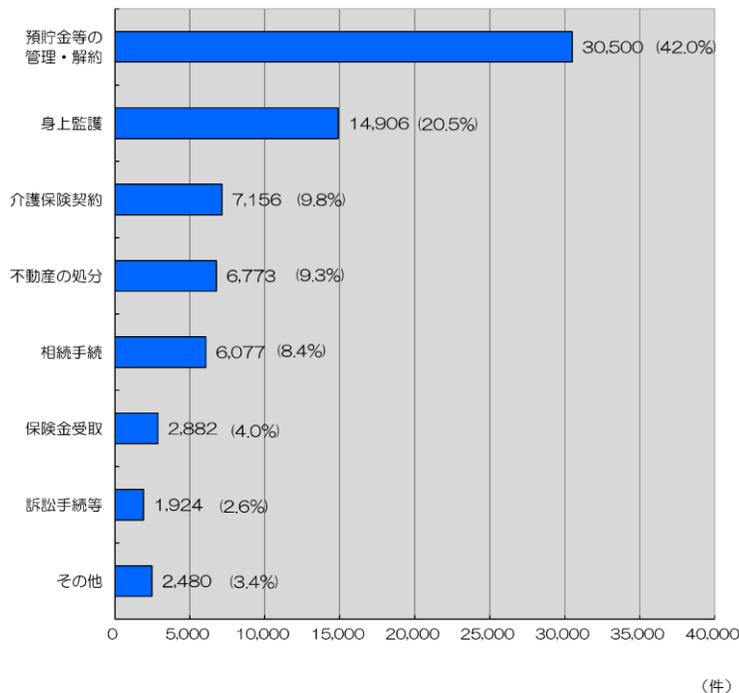
出典：最高裁判所HP（成年後見関係事件の概況 ～平成30年1月～12月～）

成年後見制度（法定後見）

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上監護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
 （注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（36,127件）とは一致しない。

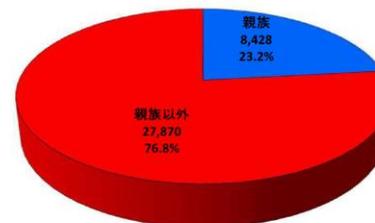
8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

○ 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約23.2%（前年は約26.2%）となっている。
 ○ 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約76.8%（前年は約73.8%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
 ○ 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

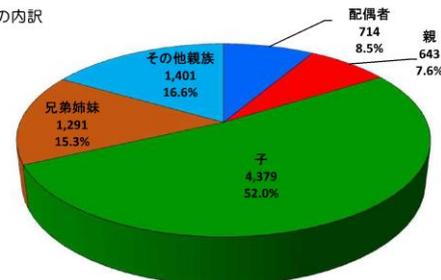
関係別件数（合計）	36,298件	（前年35,686件）
親族	8,428件	（前年9,364件）
親族以外	27,870件	（前年26,322件）
うち弁護士	8,151件	（前年7,969件）
司法書士	10,512件	（前年9,985件）
社会福祉士	4,835件	（前年4,414件）
市民後見人	320件	（前年289件）

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

① 親族、親族以外の別



② 親族の内訳



出典：最高裁判所HP（成年後見関係事件の概況 ～平成30年1月～12月～）

成年後見人 = 法定代理人（民法 859 ① 後段）



成年被後見人が株式保有の場合、成年後見人が株主権の行使を代理（会社法 310）

↓ ただし…

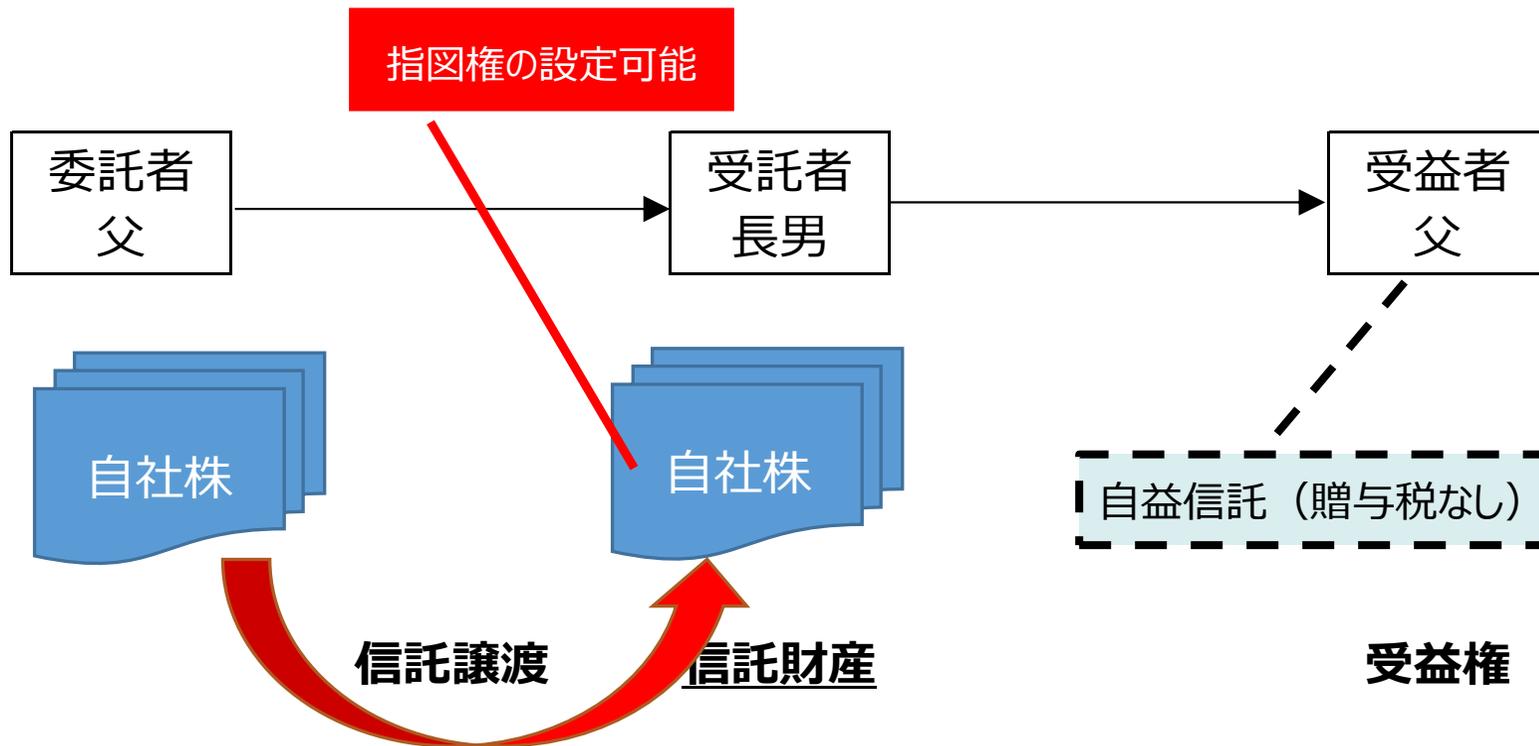
成年後見人等又は任意後見人に選任されている場合に、
その議決権の行使が当該中小企業の経営において適切な判断に基づくものであることを
期待し得るか否かは別問題

↓ つまり…

成年後見制度 = 財産管理（+ 身上監護）であるため、経営能力・センスまで求められていない



法定後見 < 任意後見 ∵ 親族後見の可能性がある（ただし、後見監督人の存在あり）



1. 信託譲渡には株式譲渡承認請求が必要（株主名簿の書換）
2. 自益信託のため、贈与税の課税なし（ただし、特例事業承継税制の適用不可）
3. 父が契約条項に「委託者が健康上等の理由により正常に議決権行使する能力がなくなった場合、その時の帰属権利者として定められている者が議決権行使の指図をする」を定めておく
4. 信託期間を父相続発生までとしておくことで遺言と同様の機能を持たせることが可能（遺言代用）

1. 定款確認

- 1) 株券発行会社か否か？
- 2) 譲渡制限会社か否か？
- 3) 普通株式か否か？

2. 株主名簿の確認

- 1) 株主名簿の有無（別表2代用？）
- 2) 委託者の株式数
- 3) 委託者以外の株主

3. 登記簿謄本

- 1) 発行済株式総数
- 2) 種類株式の有無

4. 譲渡制限株式

- 1) 譲渡承認機関（取締役会？ 株主総会？）

■ 信託設定直後

1. 取締役会（株主総会）が譲渡承認したことの書面確認
2. 株券発行会社の場合：株券受入・株主名簿の名義書換
3. 株券不発行会社の場合：株主名簿の名義書換

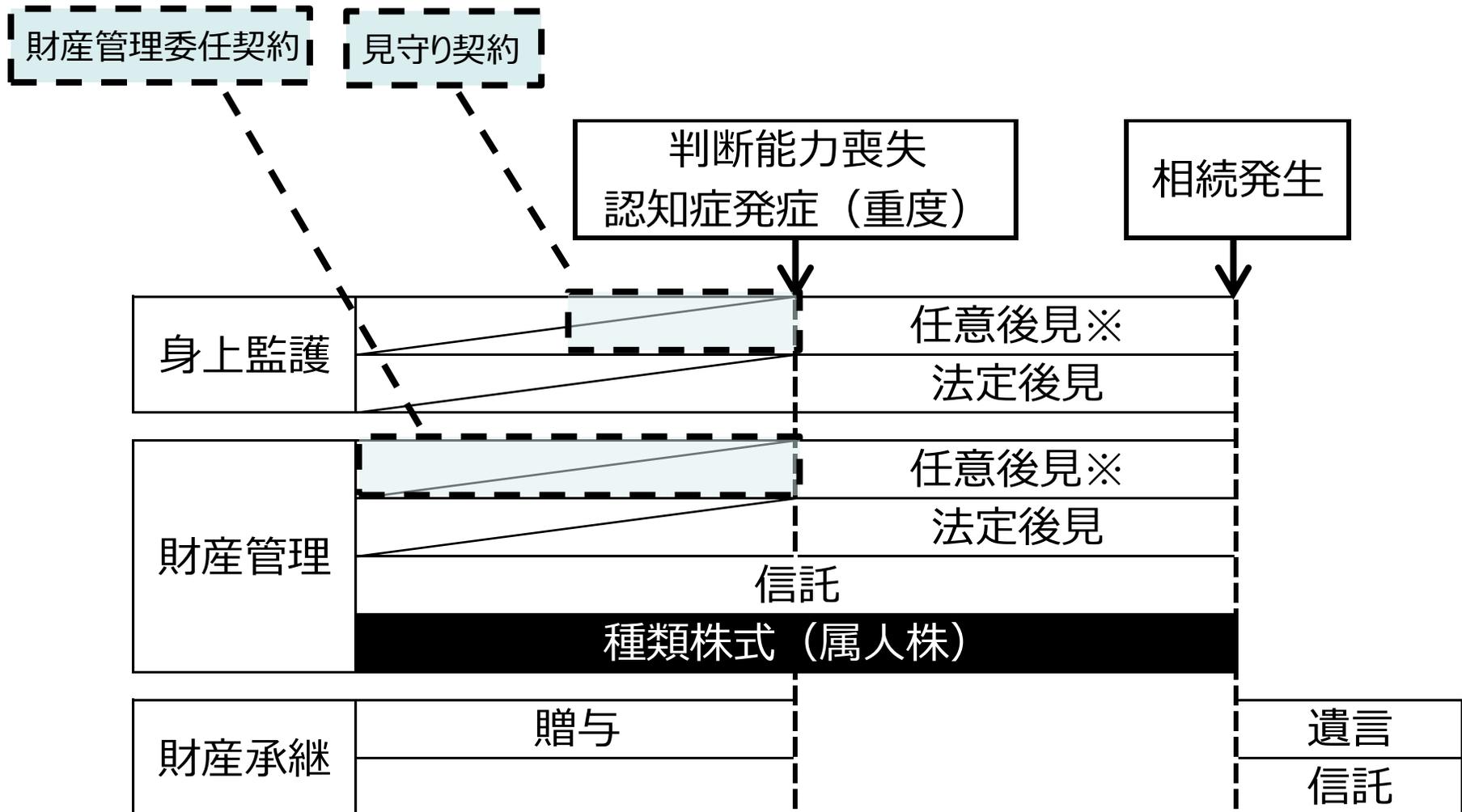
■ 信託設定期間中

1. 議決権行使：指図権ありの場合、指図受入れ、会社へ議決権行使
2. 配当受領：受託者口座で受領・管理
3. 受益者への交付：信託決算後、信託利益を交付
4. 信託報酬等の支払：受託者・信託監督人への報酬支払

■ 信託終了時

1. 信託財産に係る費用精算：未精算費用の支払
2. 信託財産に係る未回収債権の回収：配当未収金
3. 最終計算
4. 信託終了時の受益者及び帰属権利者への最終計算の説明・承認を受ける
5. 信託終了の旨を株式発行会社へ報告
6. 株主名簿の名義書換

認知症対策の対応策（種類株式）



■ 属人的株式の活用

1. 認知症発症前に後継者に株式を一部譲渡（贈与）
2. 定款変更し属人的権利を設定

■ 導入手続

株主総会において、属人的株式を導入する定款変更を特殊決議※によって承認を得ることが必要
※総株主の半数以上であって、総株主の議決権の4分の3以上に当たる多数

■ 定款記載例

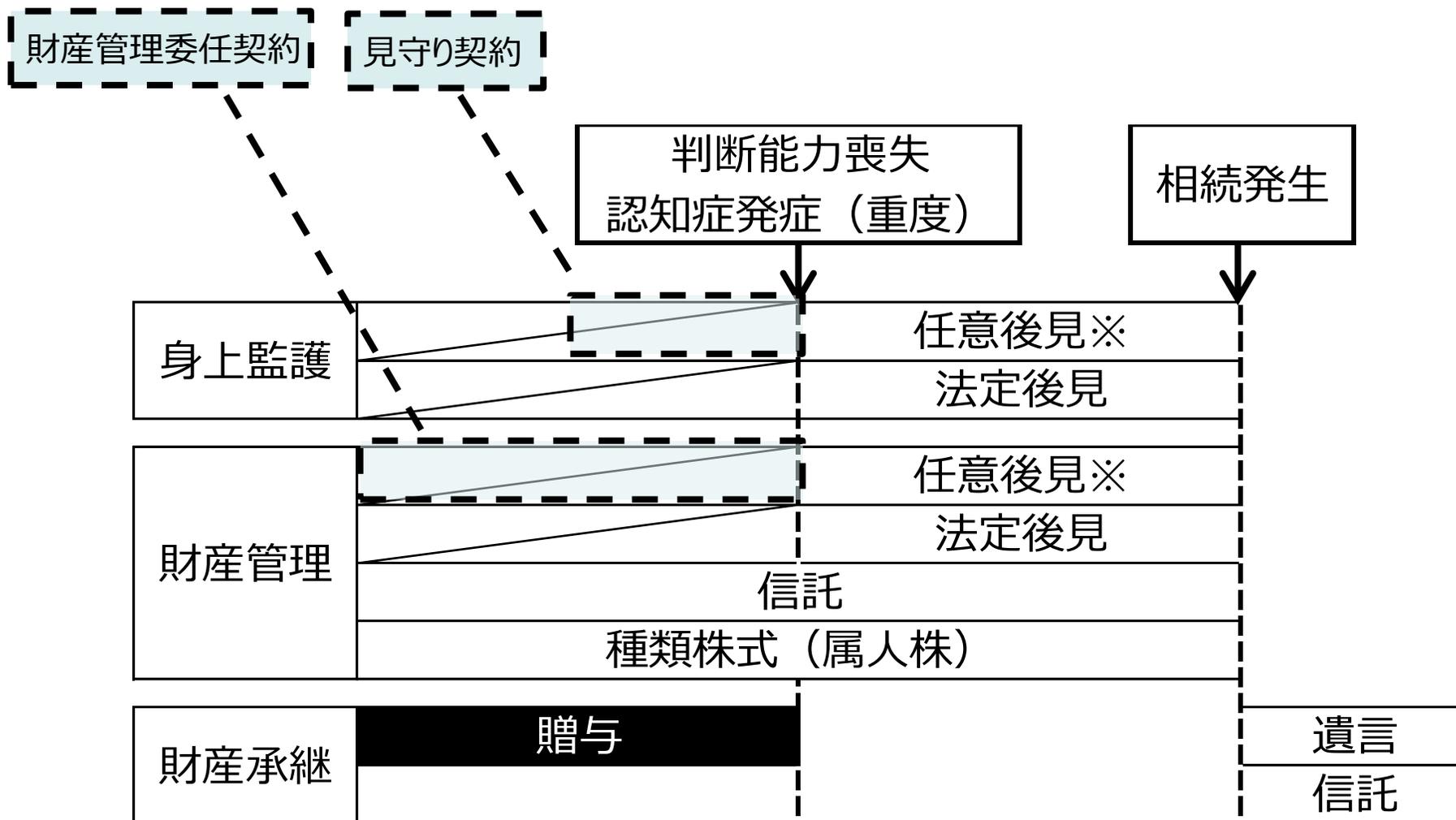
（株主総会の議決権に関する株主ごとに異なる取扱）

第〇条 株主 A に下記の事由が生じている間に限り、株主 B はその保有する株式 1 株につき

1 0 0 個の議決権を有する。

- ① 認知症等による判断能力の喪失
- ② 行方不明
- ③ その他、株主総会において議決権を行使することができない事由

認知症対策の対応策（贈与）



※認知症発症（判断能力喪失）前に、任意後見契約の締結済み

■ 認知症対策としての贈与（財産承継手法としての側面）

株式保有している会社オーナーが認知症発症すると、議決権行使が困難になる

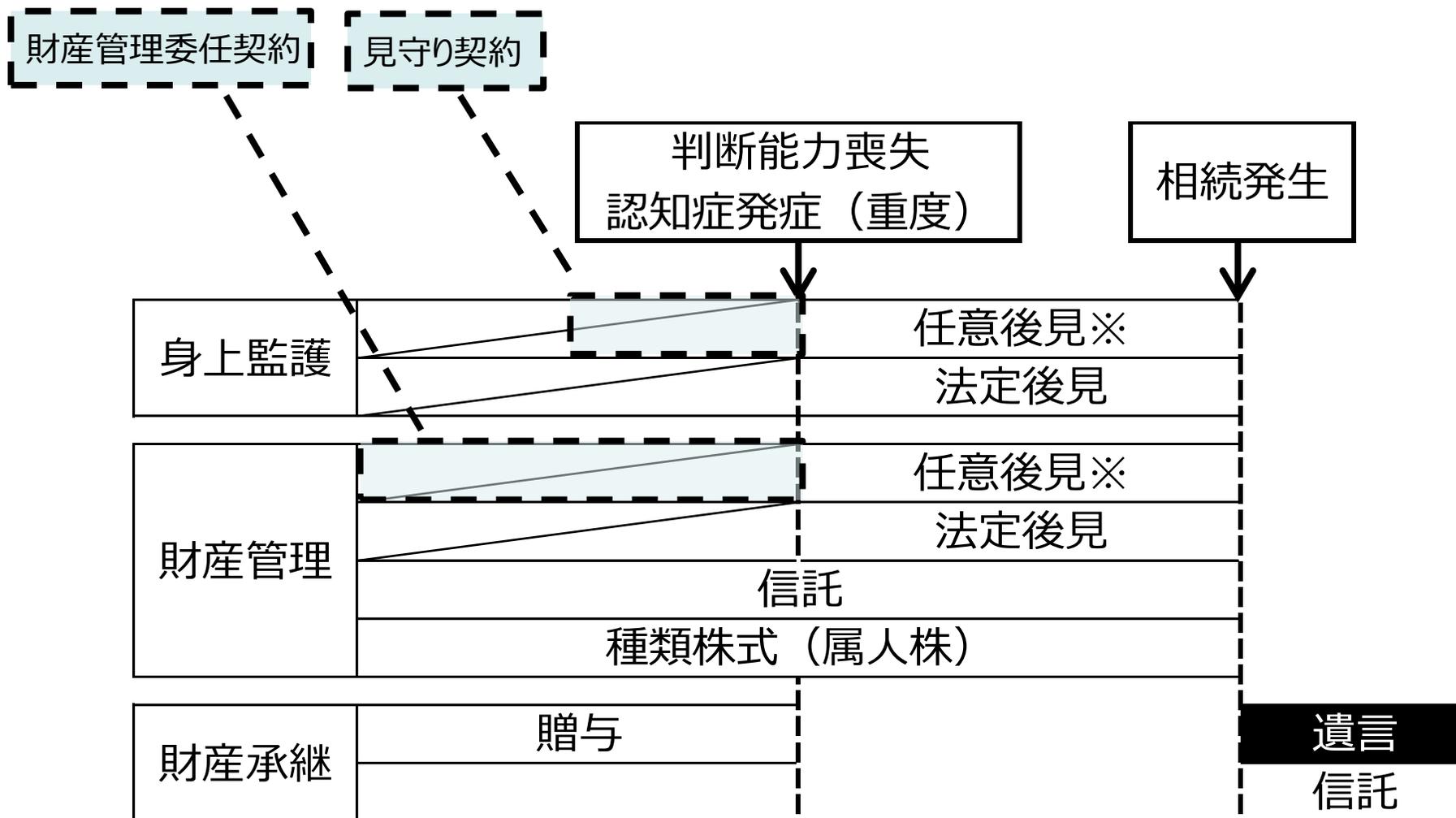


認知症発症前に、次世代（長男など）へ株式を贈与することにより、議決権行使を可能に

↓ 実務上の問題点・・・

1. 贈与税の問題（特例事業承継税制の検討、+ 社長退任可能か？）
2. 贈与を受けない親族との問題（特別受益の持ち戻し+ 遺留分算定基礎の持ち戻し）
3. 認知症発症までは議決権行使をしたいという会社オーナーの想いの問題
4. 贈与後、M & A で株式売却した場合、老後資金の確保ができない

認知症対策の対応策（遺言）



※認知症発症（判断能力喪失）前に、任意後見契約の締結済み

■ 財産承継手法としての遺言

認知症発症すると、本人の相続発生までは保有財産の管理はできない

↓そのため・・・

生前での財産管理には、成年後見、信託、種類株で対応する他にない
あくまで、相続発生時まで残存する財産の承継手法という位置づけとなる。

↓実務上の問題点・・・

1. 財産管理 + 財産承継 組み合わせる意識が必要
 - 財産管理に対する問題意識の希薄化
 - 事業性資産の承継が会社経営には必須という認識を持つ
2. 納税資金（相続税）、遺留分の問題を意識しておく必要あり
 - 個人保険の活用（受取人：事業承継者）
 - 法人保険の活用（金庫株で資金化）

1. 納税資金の問題解決

- (1) 特例事業承継税制の適用判断
- (2) 生命保険活用（個人、法人）
- (3) 法人から資金回収することを検討（手取りの最大化）

2. 遺留分の問題解決（遺言が前提）

- (1) 生前贈与があれば、持ち戻しを検討
- (2) 生命保険活用（個人、法人）

3. 配偶者の認知症問題への懸念

- (1) 遺産分割の問題（遺言がない場合）
- (2) 遺留分請求への対処（遺言がある場合）

■ 企業との法人申告顧問契約を原則取らない、**相続・事業承継専門の税理士法人**

・当法人は企業との法人申告顧問契約を原則取らず、「相続」「事業承継」「不動産」「生命保険」を切り口に問題解決手段に特化した複合的なコンサルティング業務を展開しております。

■ **相続案件の経験は3000件超**という圧倒的な実績

・大規模な相続から小規模な相続まで多種多様な案件の経験があります。



代表社員：木下 勇人

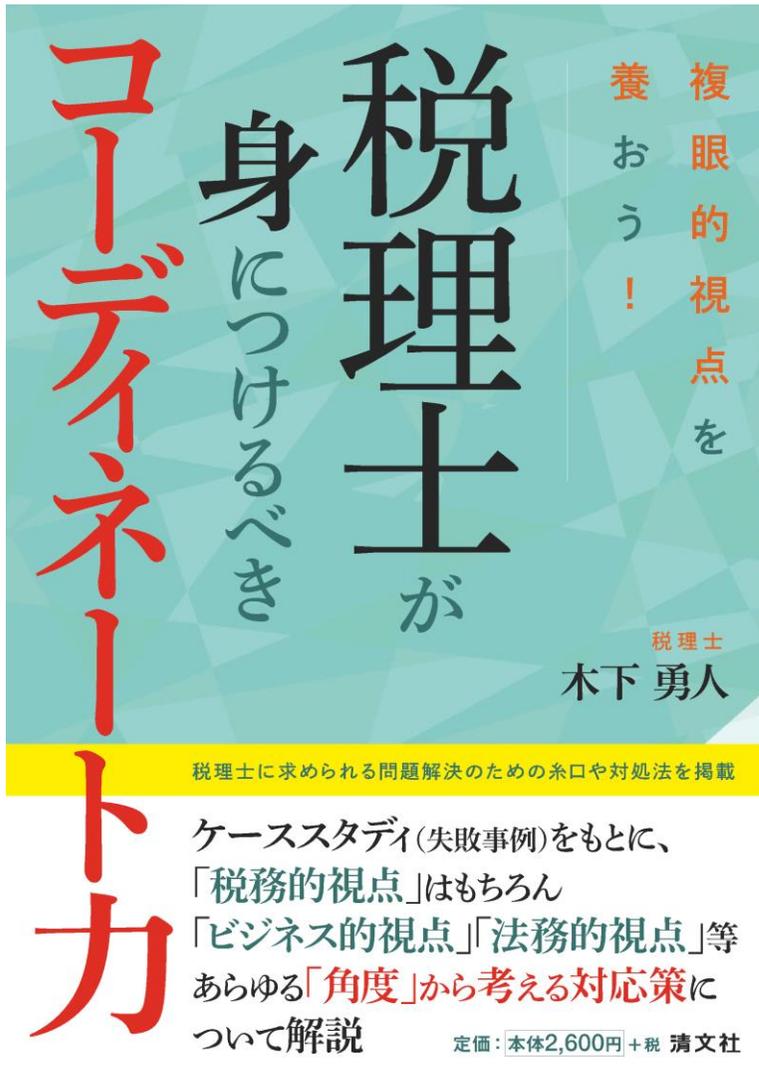
税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー

■ 税理士法人レディング 基本データ

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-13 宝町TATSUMIビル4F

TEL : 03-6228-3785 FAX : 03-5539-3751

URL : <https://www.leding.or.jp> Email : info@leding.or.jp



Amazon 税法部門 ランキング1位獲得！

■ 概要

税理士に求められる問題についてケーススタディをもとに、税務的視点、ビジネス的視点、法務的視点等、あらゆる角度から考える対応策について解説

■ 目次

- 第1章 総論 税理士が担うべき立ち回り（税理士の立ち位置）
- 第2章 失敗事例から学ぶ対応策
- 第3章 複眼的視点を養おう
- 第4章 特例事業承継税制の複眼的な検証

■ 著者紹介

現在は不動産オーナーを中心とする富裕層への不動産・財産コンサルティング、自社株問題を抱えるオーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開中。税理士会本会・税理士協同組合・税理士会支部・その他税理士向け研修会社・生命保険会社本部・各種不動産事業者など相続実務家に向け、相続・事業承継だけでなく生命保険・不動産・関連法務など周辺知識を交えた実務的な研修を年間150回以上行っている。

「知らなかった」では済まされない

ホントは怖い 相続の話

日本一
わかりやすい

木下勇人 相続専門税理士
Kinoshita Hayato

- 遺言書を書いておけば大丈夫
 - 財産が少ないから財産目録はいらない
 - 成年後見人を付ければ安心
- ← すべて間違い!

3000件の遺産相続に関わった
相続専門税理士が教える
「幸せなお金」の遺し方



Amazon 相続税・贈与税部門 ランキング1位獲得!

■ 概要

遺産相続の「節税」には裏ワザがある。遺産相続は、誰もが経験します。そして9割、モメます。争続から節税まで、よくある例から思わぬ例まで、家族全員が心から納得できて、金銭面でも得をする「納得相続」の方法を、相続専門税理士が日本一わかりやすくお教えします。

■ 目次

- Chapter1 「もしも」で考えるあなたの相続
- Chapter2 ハウツー本には書いてない、相続税対策の裏話
- Chapter3 それって思い込みかも!? 相続の常識 ウソ・ホント
- Chapter4 あらためて聞きたい! 相続のソボクな疑問
- Chapter5 税理士の僕がやろうと思っている相続の形

■ 著者紹介

現在は不動産オーナーを中心とする富裕層への不動産・財産コンサルティング、自社株問題を抱えるオーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開中。税理士会本会・税理士協同組合・税理士会支部・その他税理士向け研修会社・生命保険会社本部・各種不動産事業者など相続実務家に向け、相続・事業承継だけでなく生命保険・不動産・関連法務など周辺知識を交えた実務的な研修を年間150回以上行っている。



改正通達に対応 相続・事業承継に役立つ生命保険活用術

- ✓ 複眼的視点で考える相続事業承継問題と生命保険の活用法について解説
- ✓ 相続事業承継に携わる実務家にとっての問題解決の指南書
- ✓ 生命保険を活用した相続事業承継実務をQ&A（ケーススタディ）わかりやすく解説

第1章 相続・事業承継の本質的理解

- ・「相続」問題&「事業承継」問題の整理
- ・生命保険&遺言の有用性 など

第2章 個人保険・法人保険の本来の活用法

- ・個人保険&法人」保険のレバレッジ効果と活用場面
- ・バレンティンショック後の生命保険活用

第3章 Q&Aで検討する相続・事業承継実務と生命保険活用の連携

- ・生命保険の法的性格と遺産分割の可否
- ・小規模宅地等の特例と生命保険
- ・遺留分侵害額請求と生命保険
- ・配偶者居住権と生命保険
- ・事業承継税制と生命保険

上記含む、相続・事業承継実務と生命保険の活用法について**Q&A20**を掲載